

第116期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2022年6月17日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

静岡市清水区草薙北2番1号
静岡銀行研修センター 2階大会議室



スマートフォン等の
端末でも招集ご通知
がご覧いただけます！

「QRコード」または
<https://s.srdb.jp/8355/>
よりアクセスできます。



<新型コロナウイルス感染症への対応について>

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ご自身の健康状態にご留意いただき、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討ください。この場合には、書面またはインターネット等によって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

また、当日は体温測定、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただきますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

株主総会の運営につきましては下記ウェブサイト詳しく掲載いたしますので、ご来場前にご確認ください。

(<https://www.shizuokabank.co.jp/>)

ご出席の株主さまへのおみやげのご用意はございません。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

目 次

■ 第116期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
■ 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役9名選任の件	9
第4号議案 株式移転による 完全親会社設立の件	19

添付書類

■ 第116期事業報告	49
■ 計算書類	78
■ 連結計算書類	80
■ 監査報告書	82

■ 当日ご出席を見合わせていただく場合

郵送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月16日（木曜日）午後5時まで



静岡銀行

証券コード：8355

2022年5月30日

株 主 各 位

静岡市葵区呉服町1丁目10番地

株式会社 静岡銀行

取締役頭取 柴 田 久

第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第116期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3～5ページ）に沿って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2022年6月17日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	静岡市清水区草薙北2番1号 静岡銀行研修センター 2階大会議室
3	目的事項	報告事項（1）第116期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 （2）第116期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 決議事項第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 株式移転による完全親会社設立の件

インターネットによる開示事項について

- 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「その他」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。
会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

招集にあたってのご案内

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面をご提出いただく必要がありますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の3日前までに、書面をもってその旨と理由をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

株主総会当日の映像について

- 株主さまへの情報提供として、総会当日の報告事項のご報告の内容につきまして、総会終了後の6月20日（月）に当行ウェブサイトにて動画の掲載を予定しております。

当行ウェブサイト

<https://www.shizuokabank.co.jp/>

▶ 議決権行使についてのご案内

議決権行使方法につきましては、以下のとおりでございます。

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2022年 6月17日 (金) 午前10時

株主総会へのご出席を見合わせていただく場合



議決権行使書
用紙

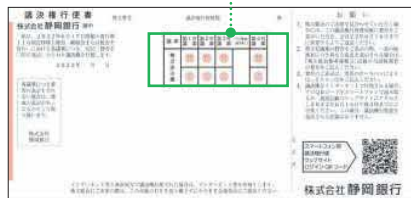
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。

行使期限

2022年 6月16日 (木) 到着

※書面による議決権行使における各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

議決権行使書用紙の記入方法



●こちらに、各議案の賛否を表示してください。

第1・2・4号
議案

賛成の場合：「賛」に○印

反対の場合：「否」に○印

第3号議案

全員賛成の場合：「賛」に○印

全員反対の場合：「否」に○印

※一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。



インターネット

当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスし、画面の案内にしたがって議決権をご行使ください。

行使期限

2022年 6月16日 (木) 午後5時

※当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして扱いますので、予めご注意ください。

詳細は次ページをご覧ください

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合

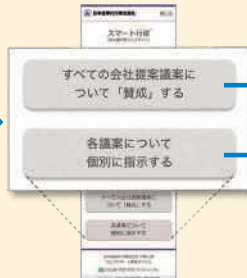
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

STEP 1



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

STEP 2



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

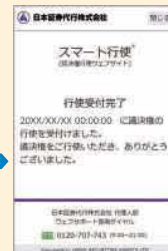
STEP 3



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

※上記画像はイメージです。
実際の画面とは異なります。

STEP 4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

ご確認ください！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、下記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。

パソコンの場合（議決権再行使の場合）

STEP 1

議決権行使ウェブサイト
にアクセス

<https://www.e-sokai.jp>

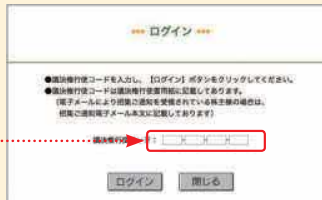
〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉
<https://www.e-sokai.jp>へ遷移します。

〔ご注意事項〕

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主さまのご負担となります。
- 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

STEP 2

インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、
「次へすすむ」をクリック



STEP 3

議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」を入力し、
「ログイン」をクリック
「パスワード」を入力し、
「次へ」をクリック



インターネットによる
議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も受付）



Provided by TAKARA Printing

招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。ぜひ、ご活用ください。



アクセスはこちら ▶ <https://s.srdb.jp/8355/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

Point 1 「スマート行使」に簡単アクセス!

カメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを撮影すると、ID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

Point 2 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

「スマート行使」ボタンをタッチ後「OK」を選択でカメラが起動します。

議決権行使書用紙のQRコードを撮影し、撮影した写真の画面で「写真を使用」をタップ。

「OK」を選択後、「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」へアクセスいただけます。



写真を使用



Point 3 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

Googleカレンダーに登録

株主総会動画配信

Point 4 株主総会動画配信(株主総会後)へ簡単アクセス

株主総会動画配信へスマートフォンなどから簡単にアクセスできます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆さまへ安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

1 事業年度末の剰余金の配当に関する事項

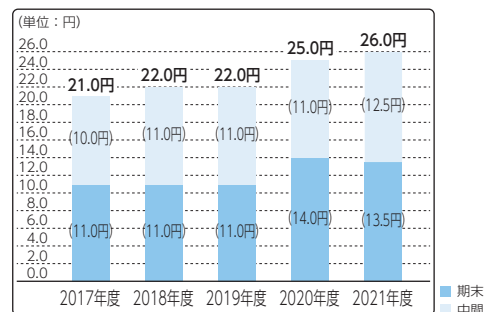
当事業年度末の剰余金の配当につきましては、業績など諸環境を考慮のうえ、以下のとおりとしたいと存じます。

1	配当財産の種類	金 銭
2	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当行普通株式 1 株につき 金13円50銭 総 額 7,615,999,269円 なお、中間配当金として 1 株につき12円50銭をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は 1 株につき26円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2022年 6 月20日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目およびその額
	特別積立金 5,000,000,000円
2	減少する剰余金の項目およびその額
	繰越利益剰余金 5,000,000,000円

<配当額の推移>



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	< 削 除 >
第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

現行定款	変更案
< 新 設 >	(電子提供措置等) 第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当銀行は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
< 新 設 >	附則 ① 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 ④ 前2項の規定にかかわらず、当銀行が、単独株式移転の方法により完全親会社である「株式会社しずおかフィナンシャルグループ」を設立することに伴い、当銀行が振替株式を発行している会社でなくなった場合、当該株式移転の効力発生日をもって変更案第16条および本附則を削除する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役10名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名					現在の当行における地位
1	再任	なか 中	にし 西	かつ 勝	のり 則	取締役会長（代表取締役） 最高経営責任者（CEO）
2	再任	しば 柴	た 田		ひさし 久	取締役頭取（代表取締役） 最高執行責任者（COO）
3	再任	や 八	ぎ 木		みのる 稔	取締役副頭取（代表取締役） 最高財務責任者（CFO）
4	再任	ふく 福	しま 島		ゆたか 豊	取締役常務執行役員
5	再任	きよ 清	かわ 川	こう 公	いち 一	取締役常務執行役員
6	再任	ふじ 藤	さわ 沢	く 久	み 美	社外取締役候補者 社外取締役
7	再任	い 伊	とう 藤	もと 元	しげ 重	社外取締役候補者 社外取締役
8	再任	つば 坪	うち 内	かず 和	と 人	社外取締役候補者 社外取締役
9	再任	いな 稻	の 野	かず 和	とし 利	社外取締役候補者 社外取締役



- 生年月日
1953年6月15日
- 所有する当行の株式の数
87,000株

1 中 西 勝 則 再 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月	当行入行	2005年4月	取締役常務執行役員 企画・管理担当経営統括副本部長
1998年12月	人事部副部長兼人事課長	2005年6月	取締役頭取
1999年4月	理事人事部長	2017年3月	静岡ガス株式会社取締役（現任）
1999年6月	理事経営管理部長	2017年6月	取締役会長（現任）
2001年6月	取締役執行役員経営企画部長		静岡鉄道株式会社取締役（現任）
2003年6月	取締役常務執行役員		

取締役候補者 とした理由

中西勝則氏は、経営管理部長、経営企画部長等を歴任し、銀行経営に必要な経験と幅広い知見を有しております。また、2005年6月から頭取、2017年6月から会長を務め、長く当行経営を担っており、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



- 生年月日
1963年11月18日
- 所有する当行の株式の数
59,700株

2 柴 田 久 再 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2013年4月	常務執行役員 首都圏営業本部担当営業副本部長、首都圏カンパニー長兼東京支店長
2003年1月	本店営業部課長	2013年10月	常務執行役員 首都圏営業本部担当営業副本部長、首都圏カンパニー長兼東京営業部長
2004年6月	社団法人全国地方銀行協会出向ビジネスプロフェッショナル兼経営企画部東京事務所ビジネスプロフェッショナル	2014年6月	取締役常務執行役員 審査担当営業副本部長
2005年6月	経営企画部企画グループ長	2016年6月	取締役常務執行役員 経営企画・経営管理担当経営統括副本部長
2009年6月	理事経営企画部長	2017年6月	取締役頭取
2011年4月	理事呉服町支店長	2020年6月	取締役頭取 営業本部長
2011年6月	執行役員呉服町支店長	2021年6月	取締役頭取（現任）
2012年6月	常務執行役員 証券国際担当営業副本部長、首都圏カンパニー長兼東京支店長		

取締役候補者 とした理由

柴田久氏は、経営企画部長、呉服町支店長、首都圏カンパニー長兼東京営業部長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2017年6月から頭取を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



■ 生年月日
1963年5月7日

■ 所有する当行の株式の数
46,100株

3

やぎ

八木

みのる

稔

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	当行入行	2016年6月	取締役常務執行役員 審査担当営業副本部長
2003年6月	静銀経営コンサルティング株式会社 出向ビジネスプロフェッショナル	2017年6月	取締役専務執行役員 経営統括本部 長
2004年6月	経営管理部人事開発グループ長	2020年6月	取締役専務執行役員 経営統括本部 長兼経営企画部長
2008年6月	新通支店長	2020年10月	取締役専務執行役員 経営統括本部 長
2010年1月	焼津支店長	2021年6月	取締役副頭取 経営統括本部長 経 営企画部、経営管理部、秘書室 担 当（現任）
2011年4月	理事経営企画部長		
2012年6月	執行役員経営企画部長		
2014年6月	取締役常務執行役員 経営企画・経 営管理担当経営統括副本部長		

取締役候補者
とした理由

八木稔氏は、焼津支店長、経営企画部長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2021年6月から副頭取を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



- 生年月日
1966年9月19日
- 所有する当行の株式の数
18,500株

4

ふくしま

福島

ゆたか

豊

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2015年6月	執行役員呉服町支店長
2005年4月	富士川支店長	2016年6月	執行役員本店営業部長
2006年6月	経営企画部企画グループビジネス プロフェッショナル	2017年6月	常務執行役員 東部カンパニー長
2009年1月	富士宮支店長	2021年6月	取締役常務執行役員 営業本部長兼 支店サポート部長 地区カンパニ ー、ソリューション営業部、国際営 業部、ダイレクトチャネル営業部 担当（現任）
2011年6月	審査部担当部長（審査第二グループ 長兼務）		
2013年6月	理事富士中央支店長		
2015年1月	理事呉服町支店長		

取締役候補者
とした理由

福島豊氏は、本店営業部長、東部カンパニー長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2021年6月から取締役を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



- 生年月日
1965年3月18日
- 所有する当行の株式の数
37,000株

5

きよかわ

清川

こういち

公一

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2016年6月	執行役員リスク統括部長
2004年6月	経営企画部企画グループビジネス プロフェッショナル	2017年6月	執行役員清水支店長
2006年6月	ニューヨーク支店長	2019年6月	執行役員本店営業部長
2009年6月	沼津支店副支店長	2020年6月	取締役常務執行役員 監査部長（現任）
2009年10月	沼津支店副支店長（本町支店長兼 務）		
2010年4月	藤枝支店長		
2012年4月	経営管理部担当部長		
2012年6月	理事経営管理部長		
2014年6月	執行役員経営企画部長		

取締役候補者
とした理由

清川公一氏は、清水支店長、本店営業部長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2020年6月から取締役を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



■ 生年月日
1967年3月15日

■ 所有する当行の株式の数
0株

6

ふじ
藤

さわ
沢

く
久

み
美

再任

社外取締役候補者

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年4月	株式会社アイフィス設立 同社代表取締役 (1999年7月退任)	2018年2月	株式会社CAMPFIRE取締役 (2019年3月退任)
2004年6月	一般社団法人投資信託協会理事 (現任)	2018年3月	公益社団法人日本プロサッカーリーグ理事 (2022年3月退任)
2004年11月	株式会社ソフィアバンク取締役	2018年10月	株式会社ネットプロテクションズ取締役 (現任)
2011年6月	日本証券業協会公益理事 (現任)	2019年4月	一般社団法人Japan Action Tank理事 (現任)
2012年2月	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構取締役 (2016年6月退任)	2020年3月	学校法人神石高原学園理事 (現任)
2013年6月	当行取締役 (現任)	2021年1月	セルソース株式会社取締役 (現任)
2013年8月	株式会社ソフィアバンク代表取締役 (2022年3月退任)	2021年4月	一般社団法人ジャパン・フィナンソロピック・アドバイザー理事 (現任)
2014年6月	豊田通商株式会社取締役 (現任)	2021年10月	株式会社Ridilover監査役 (現任)
	株式会社サイネックス取締役 (2016年6月退任)	2022年4月	株式会社国際社会経済研究所理事長 (現任)
2014年7月	株式会社お金のデザイン取締役 (2017年6月退任)	2022年5月	一般社団法人エジミウソンファンズ・アジア理事 (現任)
2016年5月	株式会社クリーク・アンド・リバー社取締役 (2022年5月退任)		

社外取締役候補者
とした理由および
期待される役割

藤沢久美氏は、日本初の投資信託評価会社を起業し、代表取締役を務めたほか、株式会社ソフィアバンクの設立に参画してその代表取締役を務め、また、金融庁金融審議会委員をはじめ公職も歴任しております。これらの豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。

独立性に
関する事項

株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



7

伊 藤 元 重

再 任

社外取締役
候補者

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年9月	ヒューストン大学経済学部助教授	2016年4月	学習院大学国際社会科学部教授 (2022年3月退任)
1982年4月	東京大学経済学部助教授		
1993年12月	東京大学経済学部教授	2016年6月	東京大学名誉教授(現任)
1996年4月	東京大学大学院経済学研究科教授 (2016年3月退任)		はごろもフーズ株式会社監査役 (現任)
2006年2月	公益財団法人総合研究開発機構理事 長(2014年3月退任)	2018年3月	公益財団法人国連大学協力会理事 (現任)
2015年6月	東日本旅客鉄道株式会社取締役 (現任)	2018年6月	当行取締役(現任)
	公益財団法人笹川平和財団理事 (現任)	2022年4月	住友化学株式会社取締役(現任)
			J X 金属株式会社取締役(現任)

社外取締役候補者
とした理由および
期待される役割

伊藤元重氏は、大学教授として経済学を究めたほか、評論活動や他の上場会社の社外取締役・社外監査役を務めており、グローバル経済下での企業経営に精通しております。また、政府の経済財政諮問会議や税制調査会および気候変動対策推進のための有識者会議の委員等をはじめ公職も歴任しております。これらの豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

独 立 性 に
関 する 事 項

取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



- 生年月日
1952年5月2日
- 所有する当行の株式の数
0株

8

つば
坪

うち
内

かず
和

と
人

再 任

社外取締役
候補者

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1976年4月

日本電信電話公社（現NTT）入社

2020年6月

当行取締役（現任）
- 2000年12月

西日本電信電話株式会社金沢支店長
- 2006年6月

株式会社NTTドコモ取締役執行役員財務部長
- 2012年6月

同社代表取締役副社長（CFO）
(2014年6月退任)
- 2015年7月

一般財団法人マルチメディア振興センター理事長（2018年6月退任）
- 2018年6月

一般社団法人情報通信設備協会会長
(2020年6月退任)

社外取締役候補者
とした理由および
期待される役割

坪内和人氏は、株式会社NTTドコモ代表取締役副社長、一般財団法人マルチメディア振興センター理事長および一般社団法人情報通信設備協会会長を歴任しております。企業経営者としての豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としてのものです。当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

独 立 性 に
関 する 事 項

取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



- 生年月日
1953年9月4日
- 所有する当行の株式の数
2,000株

9

いな の かず とし
稲 野 和 利

再任

社外取締役候補者

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月	野村證券株式会社（現 野村ホールディングス株式会社）入社	2009年4月	野村アセットマネジメント株式会社取締役会長代表執行役
2000年6月	同社専務取締役		公益社団法人経済同友会副代表幹事（2013年4月退任）
2002年4月	野村アセットマネジメント株式会社取締役社長	2009年6月	一般社団法人投資信託協会会長（2013年6月退任）
2003年4月	野村ホールディングス株式会社取締役副社長兼C o - C O O	2009年8月	公益社団法人日本証券アナリスト協会会長（2013年8月退任）
2003年6月	野村ホールディングス株式会社取締役執行役副社長兼C o - C O O（2008年3月退任）	2011年6月	野村アセットマネジメント株式会社取締役会議長（2013年6月退任）
	野村アセットマネジメント株式会社取締役執行役社長兼C E O	2013年7月	日本証券業協会会長（2017年6月退任）
2005年4月	野村信託銀行株式会社取締役会長（2008年3月退任）	2017年5月	公益財団法人日本証券奨学財団理事長（現任）
2008年4月	野村證券株式会社執行役副会長（2009年3月退任）	2018年4月	一般財団法人地域総合整備財団理事長（現任）
		2021年6月	当行取締役（現任）
			〔重要な兼職の状況〕
			公益財団法人日本証券奨学財団理事長
			一般財団法人地域総合整備財団理事長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

稲野和利氏は、野村ホールディングス株式会社取締役執行役副社長など同社グループ各社の要職に加え、一般社団法人投資信託協会会長、公益社団法人日本証券アナリスト協会会長、日本証券業協会会長を歴任したほか、公益財団法人日本証券奨学財団理事長、一般財団法人地域総合整備財団理事長を務めております。金融グループ企業の経営者としての豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

独立性に関する事項

取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。

- （注）
1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 藤沢久美氏、伊藤元重氏、坪内和人氏および稲野和利氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 藤沢久美氏が社外取締役に務める株式会社ネットプロテクションズと当行との間には、当行の取締役会の承認を要する競業取引および利益相反取引(会社法第356条第1項第1号乃至第3号、同第365条)が生じる可能性はありません。
 4. 伊藤元重氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由および期待される役割」により、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断しております。

5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。当行は藤沢久美氏、伊藤元重氏、坪内和人氏および稲野和利氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下、「責任限定契約」といいます。）を締結しており、再任された後は、当該契約を継続する予定であります。責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
6. 役員等賠償責任保険契約について
当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しております。D&O保険により、取締役等が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（D&O保険の契約上定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は当行が全額を負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険は1年間の契約期間としており、任期途中に到来する満期前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
7. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。
8. 社外取締役候補者の藤沢久美氏につきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は角田久美氏であります。

<ご参考>

当行が定める独立役員の指定基準につきましては、事業報告中の3.（2）「社外役員の主な活動状況」の欄外に記載しております。

(ご参考)

取締役会において特に役割発揮を期待する分野

当行は、持続的な成長の基盤となる柔軟で強固なガバナンス体制のもと、グループ経営を強化し、地域等への健全な金融仲介機能の提供に加え、地域の成長に貢献する新しいビジネスを展開することを目指しております。

取締役会は、グループ全体の多様な専門性に基づく業務執行を監督し、ステークホルダーとグループの持続的な成長につなげるミッションを担っており、上記の目指す姿を見据えつつ、「経営」「社会・経済」「ビジネス」の観点から各取締役・監査役が、自身の職歴等に裏付けられた知見に基づき総合的な見地よりその役割を発揮することで、取締役会全体として規模を含めた適切なバランスを確保しております。

	経営		社会・経済		ビジネス	
	上場企業としての 経営監督	総合金融グループ の舵取り	地域社会・経済 への展望	社会変化への対応	金融仲介機能	新しいビジネス (事業開拓・事業構成)
中西 勝則※ (取締役会長 (代表取締役))	●	●	●		●	●
柴田 久※ (取締役頭取 (代表取締役))		●	●		●	
八木 稔※ (取締役副頭取 (代表取締役))		●	●		●	
福島 豊※ (取締役常務執行役員)			●		●	
清川 公一※ (取締役常務執行役員)			●		●	
藤沢 久美※ (社外取締役)	●		●	● イノベーション		●
伊藤 元重※ (社外取締役)	●			● 環境		
坪内 和人※ (社外取締役)	●			● IT		●
稲野 和利※ (社外取締役)	●	●	●		●	●
齊藤 宏樹 (常勤監査役)			●		●	
小林 充 (常勤監査役)			●		●	
山下 善弘 (社外監査役)			●		●	
牛尾 奈緒美 (社外監査役)	●			● ダイバーシティ		
中村 勇 (社外監査役)		●			●	

(注) 1. ※は本定時株主総会第3号議案にて選任をお願いしている取締役候補者です。

2. 括弧内に現在の当行における地位を記載しております。

第4号議案 株式移転による完全親会社設立の件

当行は、2022年10月3日（予定）を効力発生日として、単独株式移転の方法により、完全親会社である「株式会社しずおかフィナンシャルグループ」（以下「持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2022年5月10日開催の当行取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主のみなさまのご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由および目的その他

（1）本株式移転の理由および目的

金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化を受けた人口構成の変化や資金需要の減少、さらには個人のライフスタイルや価値観の多様化が進むなど大きく変化しています。また、近年では、環境問題や格差社会の進行等の各種社会的課題の解決に向け、企業として期待される役割も大きくなっています。

静岡銀行グループでは、こうした経営環境の変化を踏まえ、これまで金融グループとしての総合力を強化しながらお客さまの課題解決のための金融機能を充実させるとともに、新たな事業領域を開拓し、首都圏におけるビジネスや異業種との連携などの取り組みを進めてきました。

常に健全性と先進性を兼ね備えた経営を意識し、持続的成長の実現に取り組んできましたが、今後はこれまで以上に銀行業務における規制緩和の動きや、今後も加速する経営環境の変化に適切に対応していく必要があると考えています。

こうした状況を踏まえ、地域社会、お客さま、従業員、株主のすべてのステークホルダーの幸せに一層貢献するとともに、当グループにおいても持続的な成長を続けることができるレジリエントな（柔軟でしなやかな適応力のある）経営体制を構築するため、持株会社体制への移行が必要であると判断しました。

持株会社体制へ移行し、長期的な視点を持って、地域の成長に貢献する新たな事業領域の拡大を進めるとともに、既存事業の業容や顧客基盤のさらなる拡大を図ります。これまで取り組んできたグループ経営の強化を一層進め、持株会社のもと求心力（連携）と遠心力（自立と自律）のバランスを取りながら、グループ各社の存在感を高め、課題解決型企业グループとして総合力を強化していきます。

また、これら対応の担い手である従業員が、これまで以上に仕事に誇りとやりがいを持てる環境を整備し、ダイバーシティ経営の推進を通じ、新たな発想やイノベーションが生まれる組織文化を醸成することで、銀行に依存したビジネスモデルから変革を進めていきます。

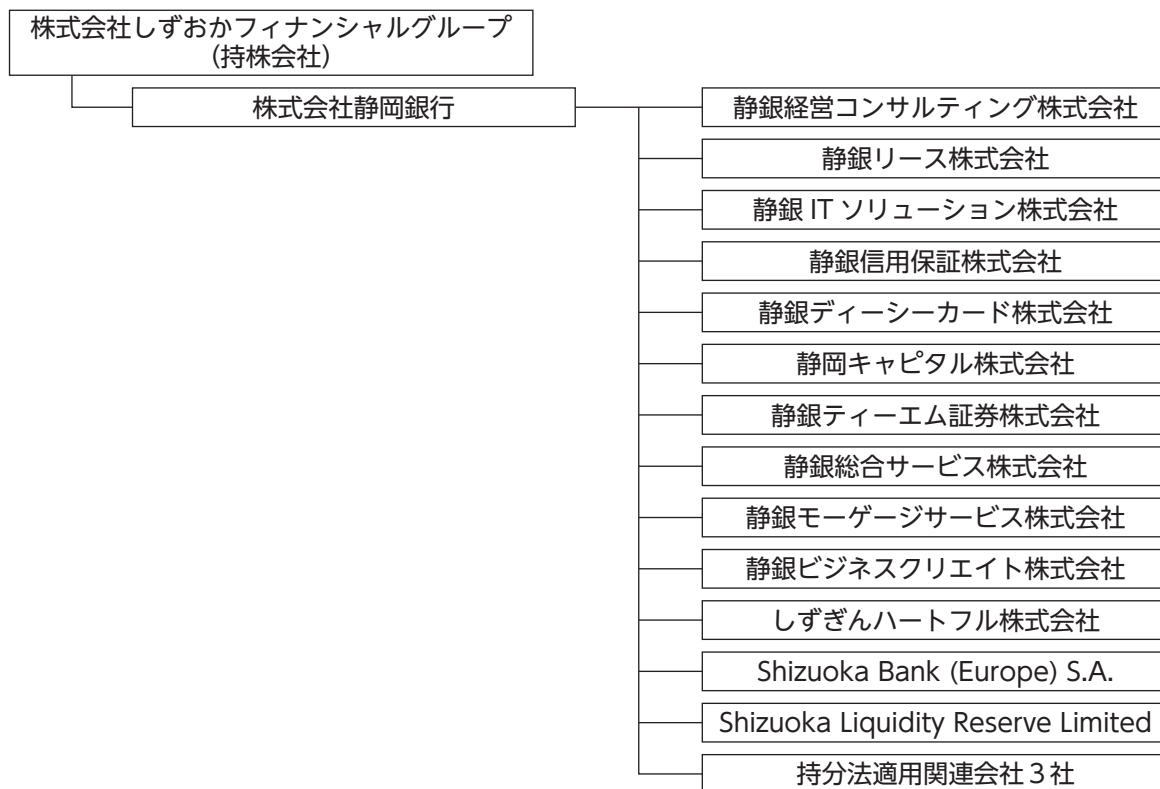
加えて、持株会社は監査等委員会設置会社とし、攻めと守りの両面から企業統治をより高度化することで、ステークホルダーが求める柔軟かつ強固なガバナンス体制の構築に取り組むとともに、客観性・透明性が高い経営体制を目指します。

(2) 持株会社体制移行の手順

当行は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

〔第1段階〕単独株式移転による持株会社設立

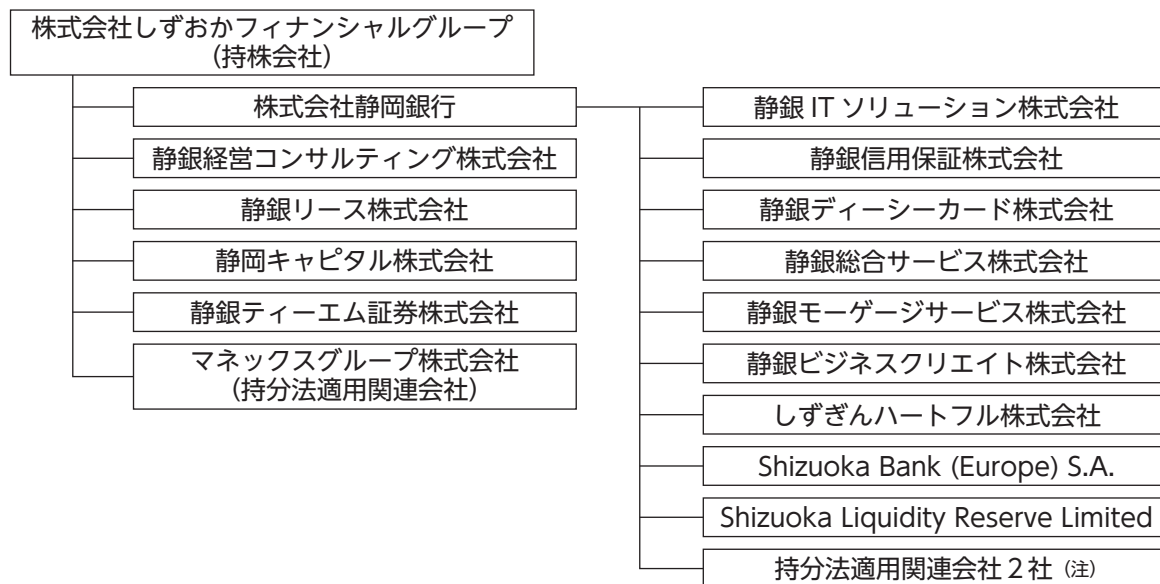
2022年10月3日を効力発生日として、本株式移転により持株会社を設立することで、当行は、持株会社の完全子会社となります。



(注) 持分法適用関連会社は、静銀セゾンカード株式会社、マネックスグループ株式会社、コモンズ投信株式会社の3社であります。

〔第2段階〕グループ内事業会社の再編

持株会社設立後、グループ内の連携やシナジーの更なる強化等の観点から、当行の連結子会社である、静銀経営コンサルティング株式会社、静銀リース株式会社、静岡キャピタル株式会社、静銀ティーエム証券株式会社、持分法適用関連会社であるマネックスグループ株式会社の計5社について、当行が保有する全株式を、持株会社に現物配当する方法等を用いて、持株会社の直接出資会社として再編する予定です。



(注) 持分法適用関連会社は、静銀セゾンカード株式会社、
コモンズ投信株式会社の2社であります。

(3) その他

持株会社は監査等委員会設置会社として設立し、取締役会による監督機能および監査等委員会による監査機能を強化することで、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化・充実を図ってまいります。

なお、本株式移転に伴い、当行は持株会社の完全子会社となるため、当行株式は上場廃止となりますが、株主のみなさまに当行株式の対価として交付される持株会社株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場への上場申請を行う予定であります。上場日は、東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（本株式移転の効力発生日）である2022年10月3日を予定しており、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社静岡銀行（以下「当行」という。）は、当行を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（株式移転）

第1条 本計画の定めるところに従い、当行は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日（第7条に定義する。）において、当行の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

（1）目的

本持株会社の目的は、別紙1「株式会社しずおかフィナンシャルグループ定款」第2条に記載のとおりとする。

（2）商号

本持株会社の商号は、「株式会社しずおかフィナンシャルグループ」と称し、英文では、「Shizuoka Financial Group, Inc.」と表示する。

（3）本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、静岡市とし、本店の所在場所は、静岡市葵区呉服町一丁目10番地とする。

（4）発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、200,000万株とする。

2. 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社しずおかフィナンシャルグループ定款」に記載のとおりとする。

(本持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称)

第3条 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 取締役 | 中西 勝則 |
| (2) 取締役 | 柴田 久 |
| (3) 取締役 | 八木 稔 |
| (4) 取締役 | 福島 豊 |
| (5) 社外取締役 | 藤沢 久美 |
| (6) 社外取締役 | 稲野 和利 |

2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 取締役 | 清川 公一 |
| (2) 社外取締役 | 伊藤 元重 |
| (3) 社外取締役 | 坪内 和人 |
| (4) 社外取締役 | 牛尾 奈緒美 |

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第4条 本持株会社は、本株式移転に際して、当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式に代わり、当行が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の本持株会社の普通株式を交付する。

2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される本持株会社の普通株式を、基準時における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株をもって割り当てる。

(本持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

第5条 本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
900億円
- (2) 資本準備金の額
225億円
- (3) 利益準備金の額
0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て並びに社債の承継)

第6条 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表1第1欄①乃至⑬に掲げる当行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれの保有する当行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同表第2欄①乃至⑬に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

2. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表1第1欄①乃至⑬に掲げる当行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、その保有する以下の表1第1欄①乃至⑬に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ同表第2欄①乃至⑬に掲げる新株予約権1個を割り当てる。
3. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表2第1欄に掲げる当行が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれの保有する当行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同表第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権付社債に付された新株予約権をそれぞれ交付する。

4. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表 2 第 1 欄に掲げる当行が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対して、その保有する以下の表 2 第 1 欄に掲げる新株予約権付社債に付された新株予約権 1 個につき、それぞれ同表第 2 欄に掲げる新株予約権 1 個を割り当てる。
5. 本持株会社は、本株式移転に際して、以下の表 2 第 1 欄に掲げる当行が発行している新株予約権付社債について、基準時の社債権者に対し当行が負担する社債債務を、同表第 2 欄に掲げる新株予約権付社債として承継するものとし、その承継に係る社債債務の金額は、同表第 3 欄に掲げる金額とする。
6. 本計画の作成後、基準時までの間に、以下の表 1 及び表 2 の各第 1 欄に掲げる当行が発行している新株予約権及び新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合には、第 1 項乃至第 5 項に規定した交付及び割当てに係る新株予約権並びに承継に係る社債債務について、それぞれ、当該行使に係る新株予約権の数及び当該行使に際して払い込まれた社債の金額を、交付及び割当てに係る新株予約権の数並びに承継に係る社債債務額から減じるものとする。
7. 本計画の作成後、基準時までの間に、以下の表 2 第 1 欄に掲げる当行が発行している新株予約権付社債について、当行が公開市場を通じ又はその他の方法によりこれを買入れ、当該新株予約権付社債に係る社債を消却した場合には、第 3 項乃至第 5 項に規定した交付及び割当てに係る新株予約権並びに承継に係る社債債務について、当該買入れを行い消却した新株予約権付社債に係る新株予約権の数及び社債債務の金額を、交付及び割当てに係る新株予約権の数並びに承継に係る社債債務額から減じるものとする。

表 1

	第 1 欄		第 2 欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社静岡銀行 第 1 回新株予約権	別紙 2-①- 1 記載	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 第 1 回新株予約権	別紙 2-①- 2 記載
②	株式会社静岡銀行 第 2 回新株予約権	別紙 2-②- 1 記載	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 第 2 回新株予約権	別紙 2-②- 2 記載
③	株式会社静岡銀行 第 3 回新株予約権	別紙 2-③- 1 記載	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 第 3 回新株予約権	別紙 2-③- 2 記載
④	株式会社静岡銀行 第 4 回新株予約権	別紙 2-④- 1 記載	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 第 4 回新株予約権	別紙 2-④- 2 記載
⑤	株式会社静岡銀行 第 5 回新株予約権	別紙 2-⑤- 1 記載	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 第 5 回新株予約権	別紙 2-⑤- 2 記載
⑥	株式会社静岡銀行 第 6 回新株予約権	別紙 2-⑥- 1 記載	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 第 6 回新株予約権	別紙 2-⑥- 2 記載
⑦	株式会社静岡銀行 第 7 回新株予約権	別紙 2-⑦- 1 記載	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 第 7 回新株予約権	別紙 2-⑦- 2 記載
⑧	株式会社静岡銀行 第 8 回新株予約権	別紙 2-⑧- 1 記載	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 第 8 回新株予約権	別紙 2-⑧- 2 記載
⑨	株式会社静岡銀行 第 9 回新株予約権	別紙 2-⑨- 1 記載	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 第 9 回新株予約権	別紙 2-⑨- 2 記載
⑩	株式会社静岡銀行 第 10 回新株予約権	別紙 2-⑩- 1 記載	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 第 10 回新株予約権	別紙 2-⑩- 2 記載
⑪	株式会社静岡銀行 第 11 回新株予約権	別紙 2-⑪- 1 記載	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 第 11 回新株予約権	別紙 2-⑪- 2 記載
⑫	株式会社静岡銀行 第 12 回新株予約権	別紙 2-⑫- 1 記載	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 第 12 回新株予約権	別紙 2-⑫- 2 記載
⑬	株式会社静岡銀行 第 13 回新株予約権	別紙 2-⑬- 1 記載	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 第 13 回新株予約権	別紙 2-⑬- 2 記載

表 2

第 1 欄		第 2 欄		第 3 欄
名称	内容	名称	内容	社債債務額
株式会社静岡銀行 2023年満期ユーロ米ドル 建取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	別紙 3-① 記載	株式会社しずおかフィナンシャル グループ 2023年満期ユーロ米ドル建取得条 項付転換社債型新株予約権付社債	別紙 3-② 記載	3 億米ドル

(本持株会社の成立日)

第 7 条 本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社成立日」という。）は、2022 年 10 月 3 日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当行の取締役会の決議により本持株会社成立日を変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第 8 条 当行は、2022 年 6 月 17 日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めることとする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当行の取締役会の決議により当該株主総会の開催日を変更することができる。

(本持株会社の上場証券取引所)

第 9 条 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式を株式会社東京証券取引所プライム市場に上場することを予定する。

(本持株会社の株主名簿管理人)

第 10 条 本持株会社の株主名簿管理人は、日本証券代行株式会社とする。

(本計画の効力)

第11条 本計画は、第8条に定める当行の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（本株式移転に関する銀行法第52条の17に規定される認可を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第12条 本計画の作成後、本持株会社成立日までの間において、天災地変その他の事由により当行の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生又は判明した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当行の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第13条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当行がこれを決定する。

2022年5月10日

静岡県葵区呉服町一丁目10番地
株式会社静岡銀行
取締役頭取 柴田 久

株式会社しずおかフィナンシャルグループ定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社しずおかフィナンシャルグループと称し、英文ではShizuoka Financial Group, Inc. と表す。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、下記の業務を営むことを目的とする。

1. 銀行および銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理
2. 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務
3. 前二号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を静岡市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,000,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買い増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日より3か月以内に、臨時株主総会は必要に応じ招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）を除く）は、6名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 当会社の監査等委員以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠を選任する場合、当該補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- ④ 監査等委員の補欠の予選に係る決議を行う場合には、当該決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く）の中から、代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く）の中から、取締役社長1名を選定するものとし、その外、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第24条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

(取締役会)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の招集)

第26条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第34条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第32条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2023年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第23条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は年額210百万円以内とする。

② 第23条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員の報酬等の総額は年額90百万円以内とする。

(本附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

① 対価の総数および割当てに関する事項

イ. 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当行の株主のみなさまに対し、その保有する当行の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

ロ. 単元株式数

持株会社は、単元株式制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

ハ. 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当行単独の株式移転によって完全親会社である持株会社1社を設立するものであり、株式移転時の当行の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主のみなさまに不利益を与えないことを第一義として、株主のみなさまが保有する当行の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたします。

ニ. 第三者機関による算定結果、算定方法および算定根拠

上記ハ. のとおり、本株式移転は当行単独の株式移転であり、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。また、上記の株式移転比率は、基本的に株式の価値に変動を伴わないものであり、相当であると判断しております。

ホ. 株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式595,129,069株

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当行の発行済株式総数が変化した場合に、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。また、当行の株主のみなさまから株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の2022年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。なお、本株式移転の効力発生時点において当行が保有する自己株式1株に対して、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることになります。これに伴い、当行は一時的に持株会社の普通株式を保有することになりますが、法令の定めに従い速やかに処分いたします。

② 資本金および準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の設立時における資本金および準備金の額については、以下のとおりであります。

資本金の額 900億円

資本準備金の額 225億円

利益準備金の額 0円

上記の資本金および準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的および規模並びに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 株式移転に際して交付される新株予約権に係る定め相当性に関する事項

本株式移転において、当行が発行している各新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含みます。）の代わりに交付する持株会社の新株予約権の内容は、当行の新株予約権と同様の内容のものであり、かつ当行の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株が割り当てられることから、当行の新株予約権者に対して、その保有する当行の新株予約権1個につき、持株会社の新株予約権1個を割り当てることは、相当であると判断しております。

(3) 株式移転完全子会社についての事項

当行の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象は現在のところ生じておりません。

4. 持株会社の取締役（監査等委員である者を除く）となる者に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員である者を除く）となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
中西勝則 (1953年6月15日)	[略歴、当行における地位及び担当] 1976年4月 当行入行 1998年12月 人事部副部長兼人事課長 1999年4月 理事人事部長 1999年6月 理事経営管理部長 2001年6月 取締役執行役員経営企画部長 2003年6月 取締役常務執行役員 2005年4月 取締役常務執行役員 企画・管理担当経営統括副本部長 2005年6月 取締役頭取 2017年3月 静岡ガス株式会社取締役（現任） 2017年6月 取締役会長（現任） 静岡鉄道株式会社取締役（現任） [取締役候補者とした理由] 中西勝則氏は、当行にて経営管理部長、経営企画部長等を歴任し、2005年6月から頭取、2017年6月から会長を務めるなど、長くグループの経営管理や事業運営を担っております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、持株会社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としたものであります。	87,000株	87,000株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
柴 田 久 (1963年11月18日)	[略歴、当行における地位及び担当] 1986年 4 月 当行入行 2003年 1 月 本店営業部課長 2004年 6 月 社団法人全国地方銀行協会出向ビジネスプロフェッショナル兼経営企画部東京事務所ビジネスプロフェッショナル 2005年 6 月 経営企画部企画グループ長 2009年 6 月 理事経営企画部長 2011年 4 月 理事呉服町支店長 2011年 6 月 執行役員呉服町支店長 2012年 6 月 常務執行役員 証券国際担当営業副本部長、首都圏カンパニー長兼東京支店長 2013年 4 月 常務執行役員 首都圏営業本部担当営業副本部長、首都圏カンパニー長兼東京支店長 2013年10月 常務執行役員 首都圏営業本部担当営業副本部長、首都圏カンパニー長兼東京営業部長 2014年 6 月 取締役常務執行役員 審査担当営業副本部長 2016年 6 月 取締役常務執行役員 経営企画・経営管理担当経営統括副本部長 2017年 6 月 取締役頭取 2020年 6 月 取締役頭取 営業本部長 2021年 6 月 取締役頭取 (現任) [取締役候補者とした理由] 柴田久氏は、当行にて経営企画部長、呉服町支店長、首都圏カンパニー長兼東京営業部長等を歴任し、2017年6月から頭取を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、持株会社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としたものであります。	59,700株	59,700株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
八 木 稔 (1963年 5 月 7 日)	[略歴、当行における地位及び担当] 1987年 4 月 当行入行 2003年 6 月 静銀経営コンサルティング株式会社出向ビジネス プロフェッショナル 2004年 6 月 経営管理部人事開発グループ長 2008年 6 月 新通支店長 2010年 1 月 焼津支店長 2011年 4 月 理事経営企画部長 2012年 6 月 執行役員経営企画部長 2014年 6 月 取締役常務執行役員 経営企画・経営管理担当経 営統括副本部長 2016年 6 月 取締役常務執行役員 審査担当営業副本部長 2017年 6 月 取締役専務執行役員 経営統括本部長 2020年 6 月 取締役専務執行役員 経営統括本部長兼経営企画 部長 2020年10月 取締役専務執行役員 経営統括本部長 2021年 6 月 取締役副頭取 経営統括本部長 経営企画部、経営管理部、秘書室 担当（現任） [取締役候補者とした理由] 八木稔氏は、当行にて焼津支店長、経営企画部長等を 歴任し、2021年 6 月から副頭取を務めるなど、グル ープの経営管理や事業運営に精通しております。これ までの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、持株会 社の取締役会における意思決定機能および監督機能の 実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者とし たものであります。	46,100株	46,100株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
福 島 豊 (1966年 9月19日)	[略歴、当行における地位及び担当] 1989年 4 月 当行入行 2005年 4 月 富士川支店長 2006年 6 月 経営企画部企画グループビジネスプロフェッショナル 2009年 1 月 富士宮支店長 2011年 6 月 審査部担当部長（審査第二グループ長兼務） 2013年 6 月 理事富士中央支店長 2015年 1 月 理事呉服町支店長 2015年 6 月 執行役員呉服町支店長 2016年 6 月 執行役員本店営業部長 2017年 6 月 常務執行役員 東部カンパニー長 2021年 6 月 取締役常務執行役員 営業本部長兼支店サポート部長 地区カンパニー、ソリューション営業部、国際営業部、ダイレクトチャネル営業部 担当（現任） [取締役候補者とした理由] 福島豊氏は、当行にて本店営業部長、東部カンパニー長等を歴任し、2021年 6 月から取締役を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、持株会社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としたものであります。	18,500株	18,500株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
藤 沢 久 美 (1967年 3月15日)	[略歴、当行における地位及び担当] 1995年 4月 株式会社アイフィス設立 同社代表取締役 (1999年 7月退任) 2004年 6月 一般社団法人投資信託協会理事 (現任) 2004年11月 株式会社ソフィアバンク取締役 2011年 6月 日本証券業協会公益理事 (現任) 2012年 2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構取締役 (2016年 6月退任) 2013年 6月 当行取締役 (現任) 2013年 8月 株式会社ソフィアバンク代表取締役 (2022年 3月退任) 2014年 6月 豊田通商株式会社取締役 (現任) 株式会社サイネックス取締役 (2016年 6月退任) 2014年 7月 株式会社お金のデザイン取締役 (2017年 6月退任) 2016年 5月 株式会社クリーク・アンド・リバー社取締役 (2022年 5月退任) 2018年 2月 株式会社CAMPFIRE取締役 (2019年 3月退任) 2018年 3月 公益社団法人日本プロサッカーリーグ理事 (2022年 3月退任) 2018年10月 株式会社ネットプロテクションズ取締役 (現任) 2019年 4月 一般社団法人Japan Action Tank理事 (現任) 2020年 3月 学校法人神石高原学園理事 (現任) 2021年 1月 セルソース株式会社取締役 (現任) 2021年 4月 一般社団法人ジャパン・フィランソロピック・アドバイザリー理事 (現任) 2021年10月 株式会社Ridilover監査役 (現任) 2022年 4月 株式会社国際社会経済研究所理事長 (現任) 2022年 5月 一般社団法人エジミウソンファンズ・アジア理事 (現任) [社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 藤沢久美氏は、日本初の投資信託評価会社を起業し、代表取締役を務めたほか、株式会社ソフィアバンクの設立に参画してその代表取締役を務め、また、金融庁金融審議会委員をはじめ公職も歴任しております。 2013年 6月から当行社外取締役に在任しており、これらの豊富な経験・見識に基づき、経営陣から独立した客観的立場で持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献できると判断し、社外取締役候補者としたものであります。 [独立性に関する事項] 株式会社東京証券取引所 (以下「取引所」といいます。) が定める独立役員の独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員とする届出書を取引所に提出する予定で す。	0株	0株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
稲 野 和 利 (1953年 9 月 4 日)	[略歴、当行における地位及び担当] 1976年 4 月 野村證券株式会社（現 野村ホールディングス株式会社）入社 同社専務取締役 2002年 4 月 野村アセットマネジメント株式会社取締役社長 2003年 4 月 野村ホールディングス株式会社取締役副社長兼 C o - C O O 2003年 6 月 野村ホールディングス株式会社取締役執行役副社長兼 C o - C O O（2008年 3 月退任） 野村アセットマネジメント株式会社取締役執行役社長兼 C E O 2005年 4 月 野村信託銀行株式会社取締役会長（2008年 3 月退任） 2008年 4 月 野村證券株式会社執行役副会長（2009年 3 月退任） 2009年 4 月 野村アセットマネジメント株式会社取締役会長代表執行役 公益社団法人経済同友会副代表幹事（2013年 4 月退任） 2009年 6 月 一般社団法人投資信託協会会長（2013年 6 月退任） 2009年 8 月 公益社団法人日本証券アナリスト協会会長（2013年 8 月退任） 2011年 6 月 野村アセットマネジメント株式会社取締役会議長（2013年 6 月退任） 2013年 7 月 日本証券業協会会長（2017年 6 月退任） 2017年 5 月 公益財団法人日本証券奨学財団理事長（現任） 2018年 4 月 一般財団法人地域総合整備財団理事長（現任） 2021年 6 月 当行取締役（現任） [重要な兼職の状況] 公益財団法人日本証券奨学財団理事長 一般財団法人地域総合整備財団理事長 [社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 稲野和利氏は、野村ホールディングス株式会社取締役執行役副社長など同社グループ各社の要職に加え、一般社団法人投資信託協会会長、公益社団法人日本証券アナリスト協会会長、日本証券業協会会長を歴任したほか、公益財団法人日本証券奨学財団理事長、一般財団法人地域総合整備財団理事長を務めております。2021年 6 月から当行社外取締役に在任しており、金融グループ企業の経営者としての豊富な経験・見識に基づき、経営陣から独立した客観的立場で持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献できると判断し、社外取締役候補者としたものであります。 [独立性に関する事項] 取引所が定める独立役員の独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員とする届出書を取引所に提出する予定です。	2,000株	2,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定也没有ありません。
2. 所有する当行株式数は、2022年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
3. 藤沢久美氏および稲野和利氏は、持株会社の社外取締役候補者であります。
4. 持株会社の社外取締役候補者が当行の社外取締役に就任してからの年数は、以下のとおりであります。
- ① 藤沢久美氏は、現在、当行の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって9年となります。
 - ② 稲野和利氏は、現在、当行の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 藤沢久美氏が社外取締役を務める株式会社ネットプロテクションズと当行との間には、当行の取締役会の承認を要する競業取引および利益相反取引（会社法第356条第1項第1号乃至第3号、同第365条）が生じる可能性はなく、持株会社との間にも同様の競業取引および利益相反取引が生じる可能性はありません。
6. 社外取締役との責任限定契約について
本議案が承認可決された場合には、持株会社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定める予定です。持株会社は、藤沢久美氏および稲野和利氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下、「責任限定契約」といいます。）を締結する予定であり、責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度は同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
7. 役員等賠償責任保険契約について
本議案が承認可決された場合には、持株会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結予定です。D&O保険により、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（D&O保険の契約上定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとなります。なお、D&O保険の保険料は持株会社が全額を負担いたします。各候補者が取締役（監査等委員である者を除く）に選任され就任した場合、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。
8. 藤沢久美氏および稲野和利氏は、本総会において当行の社外取締役候補者となっておりますが、第3号議案により両氏が当行の社外取締役に選任され、かつ本議案が承認可決された場合は、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日予定）をもって、当行の社外取締役を辞任する予定であります。
9. 社外取締役候補者の藤沢久美氏につきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は角田久美氏であります。

5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
清 川 公 一 (1965年3月18日)	[略歴、当行における地位及び担当] 1988年4月 当行入行 2004年6月 経営企画部企画グループビジネスプロフェッショナル 2006年6月 ニューヨーク支店長 2009年6月 沼津支店副支店長 2009年10月 沼津支店副支店長（本町支店長兼務） 2010年4月 藤枝支店長 2012年4月 経営管理部担当部長 2012年6月 理事経営管理部長 2014年6月 執行役員経営企画部長 2016年6月 執行役員リスク統括部長 2017年6月 執行役員清水支店長 2019年6月 執行役員本店営業部長 2020年6月 取締役常務執行役員 監査部長（現任） [取締役候補者とした理由] 清川公一氏は、当行にて清水支店長、本店営業部長等を歴任し、2020年6月から取締役を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これらの豊富な経験・見識に基づき、経営陣から独立した客観的立場で持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献できると判断し、監査等委員である取締役候補者としたものであります。	37,000株	37,000株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
伊 藤 元 重 (1951年12月19日)	[略歴、当行における地位及び担当] 1978年 9 月 ヒューストン大学経済学部助教授 1982年 4 月 東京大学経済学部助教授 1993年12月 東京大学経済学部教授 1996年 4 月 東京大学大学院経済学研究科教授（2016年 3月退任） 2006年 2 月 公益財団法人総合研究開発機構理事長（2014年 3月退任） 2015年 6 月 東日本旅客鉄道株式会社取締役（現任） 公益財団法人笹川平和財団理事（現任） 2016年 4 月 学習院大学国際社会科学部教授（2022年 3月退任） 2016年 6 月 東京大学名誉教授（現任） はごろもフーズ株式会社監査役（現任） 2018年 3 月 公益財団法人国連大学協力会理事（現任） 2018年 6 月 当行取締役（現任） 住友化学株式会社取締役（現任） 2022年 4 月 J X金属株式会社取締役（現任） [社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 伊藤元重氏は、大学教授として経済学を究めたほか、評論活動や他の上場会社の社外取締役・社外監査役を務めており、グローバル経済下での企業経営に精通しております。また、政府の経済財政諮問会議や税制調査会および気候変動対策推進のための有識者会議の委員等をはじめ公職も歴任しております。2018年 6 月から当行社外取締役に在任しており、これらの豊富な経験・見識に基づき、経営陣から独立した客観的立場で持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。 [独立性に関する事項] 取引所が定める独立役員の独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員とする届出書を取引所に提出する予定です。	0株	0株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
坪 内 和 人 (1952年 5 月 2 日)	[略歴、当行における地位及び担当] 1976年 4 月 日本電信電話公社（現ＮＴＴ）入社 2000年12月 西日本電信電話株式会社金沢支店長 2006年 6 月 株式会社ＮＴＴドコモ取締役執行役員財務部長 2012年 6 月 同社代表取締役副社長（ＣＦＯ）（2014年 6 月退任） 2015年 7 月 一般財団法人マルチメディア振興センター理事長（2018年 6 月退任） 2018年 6 月 一般社団法人情報通信設備協会会長（2020年 6 月退任） 2020年 6 月 当行取締役（現任） [社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 坪内和人氏は、株式会社ＮＴＴドコモ代表取締役副社長、一般財団法人マルチメディア振興センター理事長および一般社団法人情報通信設備協会会長を歴任しております。2020年 6 月から当行社外取締役に在任しており、企業経営者としての豊富な経験・見識に基づき、経営陣から独立した客観的立場で持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。 [独立性に関する事項] 取引所が定める独立役員の独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員とする届出書を取引所に提出する予定です。	0株	0株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
牛 尾 奈緒美 (1961年 3 月 8 日)	[略歴、当行における地位及び担当] 1983年 4 月 株式会社フジテレビジョン入社 (1989年 2 月退社) 1998年 4 月 学校法人明治大学専任講師 2003年 4 月 同大学助教授 2007年 4 月 同大学准教授 2009年 4 月 同大学情報コミュニケーション学部教授 (現任) 2009年 8 月 内閣府男女共同参画推進連携会議有識者議員 (2015年 8 月退任) 2011年 6 月 株式会社セブン銀行監査役 (2019年 6 月退任) 2014年 6 月 J Xホールディングス株式会社 (現 E N E O S ホールディングス株式会社) 監査役 (2018年 6 月退任) 2016年 4 月 学校法人明治大学副学長 (2020年 3 月退任) 2018年 3 月 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス取締役 (現任) 2019年 2 月 文部科学省第10期中央教育審議会委員 (2021年 2 月退任) 2019年 6 月 当行監査役 (現任) 2020年 6 月 はごろもフーズ株式会社監査役 (現任) 2021年 6 月 第一生命保険株式会社取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 明治大学情報コミュニケーション学部教授 [社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 牛尾奈緒美氏は、大学教授として経営学・人的資源管理論を専門とし、働く女性の能力発揮の問題に取り組み、他の上場会社の社外取締役・社外監査役や内閣府男女共同参画推進連携会議の有識者議員をはじめ公職も歴任しております。2019年 6 月から当行社外監査役に在任しており、これらの豊富な経験・見識に基づき、経営陣から独立した客観的立場で持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。 [独立性に関する事項] 取引所が定める独立役員の独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員とする届出書を取引所に提出する予定です。	0株	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定也没有ありません。
2. 所有する当行株式数は、2022年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
3. 伊藤元重氏、坪内和人氏および牛尾奈緒美氏は、持株会社の社外取締役候補者であります。
4. 伊藤元重氏および牛尾奈緒美氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由および期待される役割」により、持株会社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断しております。
5. 持株会社の社外取締役候補者が当行の社外取締役（または社外監査役）に就任してからの年数は、以下のとおりであります。
- ① 伊藤元重氏は、現在、当行の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
 - ② 坪内和人氏は、現在、当行の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
 - ③ 牛尾奈緒美氏は、現在、当行の社外監査役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
本議案が承認可決された場合には、持株会社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定める予定です。持株会社は、伊藤元重氏、坪内和人氏および牛尾奈緒美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下、「責任限定契約」といいます。）を締結する予定であり、責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度は同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
7. 役員等賠償責任保険契約について
本議案が承認可決された場合には、持株会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結予定です。D&O保険により、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（D&O保険の契約上定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとなります。なお、D&O保険の保険料は持株会社が全額を負担いたします。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。
8. 清川公一氏は、本総会において当行の取締役候補者となっておりますが、第3号議案により同氏が当行の取締役に選任され、かつ本議案が承認可決された場合は、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日予定）をもって、当行の取締役に辞任する予定であります。
9. 伊藤元重氏および坪内和人氏は、本総会において当行の社外取締役候補者となっておりますが、第3号議案により両氏が当行の社外取締役に選任され、かつ本議案が承認可決された場合は、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日予定）をもって、当行の社外取締役に辞任する予定であります。
10. 牛尾奈緒美氏は、現在、当行の社外監査役でありますが、本議案が承認可決された場合は、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日予定）をもって、当行の社外監査役に辞任する予定であります。

6. 持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名称	有限責任監査法人トーマツ	
主たる事業所の所在地	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング	
沿革	1968年5月 等松・青木監査法人設立 1975年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI>（現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>）へ加盟 1990年2月 監査法人トーマツに名称変更 2009年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更	
監査関与会社	3,232 社（2021 年5月末日現在）	
資本金	1,113 百万円（2022 年2月末日現在）	
構成人員	7,184 名（2022 年2月末日現在）	
	社員（公認会計士）	489名
	特定社員	59名
	職員 公認会計士	2,630名
	公認会計士試験合格者等（会計士補を含む）	1,180名
	その他専門職	2,738名
	事務職	88名
	合計	7,184名

（注）有限責任監査法人トーマツを持株会社の会計監査人候補とした理由は、当行自身の監査に関する妥当性に加え、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力および独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

以 上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

イ 銀行の主要な事業内容

当行は、連結子会社13社を擁する地域総合金融グループの中核企業として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務にくわえ、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などを通じて、幅広い金融商品と利便性の高いサービスの提供に努めています。

ロ 金融経済環境

2021年度の国内経済は、新型コロナウイルス禍からの回復が期待されながらも、緊急事態宣言等による経済活動の制約もあり、個人消費には弱い動きがみられました。また、企業の生産活動は、持ち直しの動きがみられたものの半導体不足や原材料価格の高騰による影響を受け、さらにはロシアのウクライナ侵攻の影響も加わり、景気は不安定な状態が続いています。

こうした経済情勢のなか、日経平均株価は概ね2万円台後半で推移しました。金融面では、日本銀行による金融緩和が継続され、市場金利は低い水準で推移したほか、年度後半はアメリカとの金利差拡大から円安が進行しました。

なお、静岡県経済は、年度後半を中心として個人消費に回復の動きがみられたものの、企業の生産活動は供給制約等の影響を受け年度を通じて弱さがみられるなど、景況感は依然として低い水準が続いています。

ハ 事業の経過および成果

■ 経営戦略

当行は、基本理念「地域とともに夢と豊かさを広げます。」のもと、銀行に求められる社会的責任と公共的使命を着実に果たすため、地域の経済・産業はもちろん、社会・文化の発展に寄与する総合金融サービスの提供にグループ一体となって取り組んでいます。

2020年度にスタートした第14次中期経営計画「COLORs～多彩～」(以下、第14次中計)では、全てのステークホルダーとともに持続的な成長を遂げていくため、中長期的な姿(10年ビジョン)と、その実現に向けて中計の3年間で目指す姿(第14次中計ビジョン)の2つを掲げ、グループ各社の連携のもと、様々な戦略を推進しています。

当年度は、第14次中計の2年目として、基本戦略の推進にくわえ、将来を見据えた取り組みも進捗させました。

第14次中期経営計画

COLORs ～多彩～

10年ビジョン

「地域の未来にコミットし、地域の成長をプロデュースする企業グループ」

第14次中期経営計画ビジョン

「地域のお客さまの夢の実現に寄り添う、課題解決型企业グループへの変革」

基本戦略

- ①グループ営業戦略～「銀行中心」からの脱却
- ②イノベーション戦略～新たな収益機会の追求
- ③ビジネスポートフォリオ戦略～経営資源の最適配賦

10年戦略

地域プロデュース戦略

■ グループ営業戦略

＜新型コロナウイルス禍における課題解決支援＞

当グループでは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、グループの総合金融機能を発揮し、金融サービスの安定的な提供にくわえ、様々な支援に取り組みました。

2021年度は、新型コロナウイルス禍の影響を受けるお取引先に対し、引き続き資金繰り支援に注力するとともに、アフターコロナを見据え、ニーズ・経営状態に基づき、「資金繰り・経営改善」、「事業再構築」、「本業支援」、「事業承継」の4つの切り口から、きめ細やかな事業支援を行いました。

経営改善に関しては、本部の企業サポート部の人員を約2割増員し体制強化を図った上で、急激な事業環境の変化を受けたお客さまに伴走しながら、経営基盤の強化や抜本的な事業再生の支援に取り組んでいます。

また、新分野進出や業態・業種転換等の事業再構築に関しては、お客さまの新たな事業展開に向けて補助金申請等の各種支援を強化しています。

そして、本業の支援に関しては、新たなビジネスマッチングの機会を創出したほか、地域企業において経営人材や即戦力人材の不足が顕在化するなか、人材紹介業務を通じて円滑な事業運営や新規事業・構造改革への挑戦を後押ししています。

くわえて、地域の社会課題でもある事業承継に関しては、静銀経営コンサルティング株式会社との連携により、専門性と機動性をあわせた支援に力を注いでいます。当事業年度はグループ全体で、事業承継72件、M&A 43件のコンサルティング契約を締結しました。

＜社会課題に対する事業支援＞

新型コロナウイルス禍の影響が続く一方で、「デジタル」「グリーン」といった元に戻るこ
とのない時代の変化がグローバルに加速しており、持続可能な地域社会づくりの観点からこ
うした社会課題に対する事業支援も展開しました。

まず、社会のデジタルシフトが急速に進展するなか、静銀ITソリューション株式会社と連
携し、地域で事業を営むお客さまの収益性・生産性の向上に向けたデジタル化支援サービス
を当事業年度から開始しました。業務システムの導入による業務効率化や、クラウドサービ
スの活用による働き方改革の促進など、幅広い支援メニューを取り揃えており、当事業年度
は176件の相談を受け付けています。

また、地域のSDGsや脱炭素化を促進するため、2030年度までのサステナブルファイナ
ンス目標（投融資累計額2兆円、このうち環境関連ファイナンス1兆円）を定め、2021年10月
に公表しました。当事業年度における投融資額は1,133億円（うち環境関連ファイナンス
547億円）となっています。当行が国内で最初に取り扱いを開始した中小企業向けのポジ
ティブ・インパクト・ファイナンスを当事業年度に30件実行したほか、静岡県内で初めてサ
ステナビリティ・リンク・ローンの取り扱いも開始しました。くわえて、約2,600先のお取引
先へのヒアリングを通じて脱炭素化に向けたニーズ把握を行うなど、持続可能な地域社会づ
くりを先導すべく商品・サービスのラインアップ拡充に取り組んでいます。

＜人生100年時代を見据えたサービスの提供＞

個人のお客さまに対しては、「人生100年時代」を見据え、ライフステージに応じた資産形
成、資産管理、資産承継をワンストップで支援する営業体制を強化しました。

お客さまの中長期的な資産形成に向けては、静銀ティーエム証券株式会社や持分法適用関
連会社のマネックスグループ株式会社と連携し、一人ひとりのニーズに合わせて対面と非対
面の双方でラップ商品のご提案に力を注ぎました。当事業年度末における当グループ全体の
預り資産残高（円貨預金を除く）は1兆5,869億円と前事業年度末比+1,148億円増加しまし
た。

また、資産承継に向けては、生命保険を活用した相続対策のご提案にくわえ、2021年4月に銀行本体で遺言信託の受託業務を開始し、総資産管理型の提案営業を強化しています。遺言信託については、当事業年度は銀行本体で34件を受託、外部の提携信託会社への取次を含めると294件の取り扱いを行いました。

<お客さまの多様なニーズを踏まえた営業チャネルの最適化>

生活様式の変化を踏まえたお客さまの多様なニーズにお応えするため、対面サービスを提供する営業体制の整備や非対面サービスの拡充に取り組んでいます。

対面サービスを提供する店舗網は、安心安全な金融サービスの提供にくわえて、地域特性を踏まえながら、多様な課題解決をご提供する場へと変革させることを目指しています。その一環として、住宅取得を起点に資産形成や家計見直し等の相談にワンストップで応じるライフプランコンサルティングの拠点として、静岡県内のローンセンターを「しずぎんライフデザインステーション」に切り替えました。ローン担当者と保険担当者の双方を配置し、営業店や「ほけんの窓口@しずぎん」とも連携しながら、付加価値の高いサービスの提供に取り組んでいます。



また、非対面サービスの拡充に向けては、「モバイルアプリ」で振込や残高照会等の銀行サービスをご利用いただける対象店舗を全営業店に拡大するための開発を進めているほか、従来電話のみで相談を受付していたコールセンターをチャットやWEBフォーム等の多様な手段でお客さまをサポートする「コンタクトセンター」として再構築するため、機能を順次拡充しています。

時間や場所を選ばずに銀行サービスをご利用いただける非対面サービスのインフラ整備を進めながら、対面サービスを提供するチャネルとの連携を高めることで、お客さまの利便性と満足度の向上を一層図ってまいります。

<店舗数>

当年度は、東静岡駅支店を登呂支店内に、相生支店および上新屋支店を浜松中央支店内に、伝馬町支店を呉服町支店内に、流通センター支店を沓谷支店内に、引佐支店を細江支店内に、三島駅北支店を三島支店内に、由比支店を蒲原支店内に、名残出張所を浜松営業部内に、それぞれ店舗内店舗方式で移転しました。

また、海外においても、取り巻く環境が大きく変わるなかで各拠点の役割を見直ししました。具体的には、ロスアンゼルス支店を移転し、先端技術やベンチャービジネスの情報収集

拠点「シリコンバレー駐在員事務所」として、地方銀行で初めて当地に拠点を新設したほか、アジアの成長を取り込む統括拠点としてシンガポール駐在員事務所を「シンガポール支店」に変更し、海外におけるお客さまのサポート体制を強化しました。

この結果、当年度末の当行店舗数は国内178本支店・25出張所、海外3支店・2駐在員事務所・1現地法人となりました。

当年度末のATMネットワークは、静岡銀行のATMおよび手数料無料化提携ATMの合計で34,684台（うち静岡県内2,604台）となりました。



証券子会社である静岡ティーエム証券株式会社については、2021年4月に山梨中央銀行の本店内に新たな拠点を開設し、当年度末で静岡県内15店舗、山梨県内1店舗、神奈川県内2店舗の計18店舗となっています。

■ イノベーション戦略

＜地域におけるイノベーションの促進＞

地域と当グループ双方の持続的な成長を実現するためには、地域の産業を守るだけでなく、新たな産業やビジネスを創り出す取り組みが必要不可欠となります。その一環として、異業種連携やベンチャーファンド等への出資を通じて培ったネットワークやファイナンススキルをベースに、ベンチャービジネスへの取り組みを開始しています。2021年6月にベンチャー



チャービジネスプロジェクトチームを立ち上げ、首都圏等のベンチャー企業への新株予約権を活用した新しい投融資等にチャレンジしつつ、シリコンバレー駐在員事務所とも連携し、ベンチャー企業の事業支援ニーズや対応スキーム等に関する知見の蓄積を進めています。こうした取り組みを通じて、最先端の技術や情報、ネットワークを静岡県内に還流し、地域のイノベーションを促進

することで、新たな産業や雇用を創り出すと同時に、当グループの収益事業の柱の一つに育ててまいります。

なお、静岡県と共同で2019年から開催している、静岡県内の事業者と首都圏等のスタートアップ企業のビジネスマッチングイベント「TECH BEAT Shizuoka」も地域のイノベーション促進に向けた取り組みの一つです。当事業年度は、全産業向けのイベント「TECH BEAT Shizuoka2021」にくわえ、AI・IoTを活用した“スマート農林水産業”の導入をテーマとした「TECH BEAT Shizuoka for Blue and Green Economy」をオンライン開催しました。累計7回の開催で参加者数



約31,000人、個別商談数約1,200件と、取り組みは着実に広がっています。また、イベント開催時以外にも、静岡県内の事業者とスタートアップ企業等がオンライン上で交流や商談が行えるプラットフォームを構築しており、実際のビジネスにつながる協業事例も生まれてきています。

■ ビジネスポートフォリオ戦略

<課題解決型企業グループの実現に向けた人財交流の実施>

課題解決型企業グループの実現に向けて、第14次中計では銀行とグループ会社との間で人財交流を活発化しており、当事業年度までの累計で163名の規模で実施しています。銀行中心の営業体制から脱却し、グループ各社が真に対等なパートナーとなり、多様化・高度化するお客さまの課題をグループ一体となって解決するための取り組みとして、第14次中計期間中に200名規模での実施を予定しています。

<人事制度改革を通じた組織風土の変革>

不確実性が高く、明確な答えのない現下の時代にあっては、自ら考え行動し、多様な意見・価値観を認め合いながら挑戦し続けることができる人財集団を築き、持続可能なビジネスモデルへの変革を実現することが求められるとの認識のもと、2021年10月に約20年ぶりとなる人事制度の全面改定を実施しました。“自律と挑戦”、“失敗からの学び”を常に意識し行動につなげると同時に、役職員一人ひとりが基本理念と日々の行動を一致させるため、人事評価制度を従来の目標管理制度からOKR※（Objective & Key Results）に変更しました。また、ダイバーシティ&インクルージョンの一層の浸透に向け、社内外での副業・兼業の推奨や「社内ベンチャー制度」の新設など、役職員の自律的な成長や挑戦を促す仕組みを拡充することに加え、キャリア採用者や留学生採用者、外部からの副業者等、異なるバックグラウンドを持つメンバーから構成されるダイバーシティ推進委員会を発足しました。さらには、テレワークやフルフレックスタイム制など柔軟な働き方や健康経営の実践に向けた制度拡充にも取り組みました。

※OKR … 目指す状態や姿（Objective）とその実現に向けた成果指標（Key Results）を定めることで、業務に取り組む目的を明確にし、基本理念と日々の行動を一致させるとともに、挑戦と失敗からの学びを促進する人事評価制度

■ 将来を見据えた取り組み

＜静岡・山梨アライアンス＞

2020年10月に締結した山梨中央銀行との包括業務提携「静岡・山梨アライアンス」では、両行の独立経営を前提として、お互いが地域で築いてきた顧客基盤やブランドを有効に活用しながらシナジー効果を発揮し、両行合計・5年間の累計で100億円以上の提携効果実現を目指しています。2021年4月に山梨中央銀行の本店内に静岡ティーエム証券山梨本店を開設し両行間の人事交流も進めるなどライフプラン分野の協業を進めたほか、市場金融分野におけるストラクチャードファイナンス案件の共同対応等、10の分科会での協業施策を推進した結果、当事業年度末までに5年換算で約61億円の提携効果を既に実現するなど、相互の収益力や生産性の向上が着実に成果に表れています。



＜脱炭素社会の実現に向けた取り組み＞

2021年4月に「静岡銀行グループ環境方針」を改定するとともに「特定セクターに対する投融資方針」を制定し、脱炭素社会の実現に向けた当グループの取り組みを強化しました。気候変動が引き起こす影響を当グループの経営リスクと認識した上で、持続可能な地域社会づくりに本業を通じて貢献していく方針を明確にし、2030年度までに温室効果ガス排出量をネットゼロとする（カーボンニュートラル（スコープ1、2）を達成する）目標や、石炭火力発電向け投融資について、原則新規に行わず、2040年度を目途に残高をゼロとする目標を掲げています。

■ 格付

当行は、健全な資産内容や高い自己資本比率などにより、国内外の3つの格付機関から、国内金融機関で最高水準の格付を取得しています。

長期格付

(2022年3月31日現在)

ムーディーズ	スタンダード&プアーズ	格付投資情報センター
A1	A-	AA-

二 主要勘定の動き

■ 貸出金

地域とともに成長する総合金融グループとしての責任を果たすべく、地域のお客さまに対する安定的な資金供給に取り組んでまいりました。当年度末の貸出金残高は、個人向け貸出金の増加などにより、前年度末に比べ2,065億円増加し、9兆5,337億円となりました。

■ 預金等

主な資金調達手段である預金に関しては、将来的に人口減少や相続の発生などにより地方から預金が流出することが予想されるため、チャネルの多様化を進めてまいります。

当年度末の預金等（譲渡性預金を含む）残高は、個人向け預金の増加により前年度末に比べ3,577億円増加し、11兆5,826億円となりました。

また、個人のお客さまの多様なニーズにおこたえするため、個人年金保険、投資信託などの商品を幅広く提供してまいりました。

この結果、預金等を含めた個人のお客さまからの預り資産残高は、前年度末に比べ3,121億円増加し、8兆5,539億円となりました。

■ 有価証券

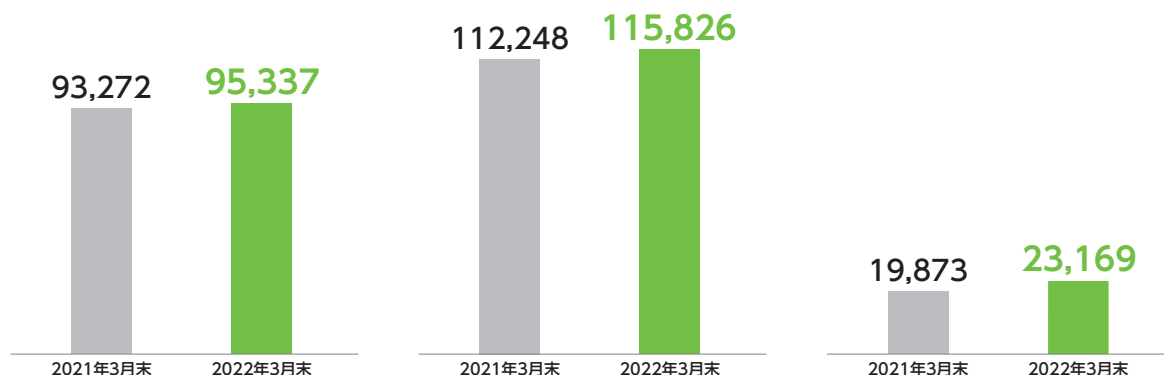
当年度末の有価証券残高は、米国長期金利の上昇により外国債券の評価損益が悪化したことを受け、一部を実現損として計上し処理しましたが、国債の増加などにより前年度末に比べ3,295億円増加し、2兆3,169億円となりました。

有価証券につきましては、健全かつ安定的なポートフォリオの構築を図りつつ、相場動向に応じた適切な運用に努めてまいります。

貸出金 (単位：億円)

預金等 (単位：億円)

有価証券 (単位：億円)



ホ 損益の状況

経常収益は株式等売却益などが減少しましたが、国債等債券売却益や有価証券利息配当金の増加などにより、前年度に比べ124億34百万円増加し1,925億2百万円となりました。経常費用は預金利息などの資金調達費用や貸倒引当金繰入額が減少する一方、国債等債券売却損が増加したことから、前年度に比べ186億58百万円増加し、1,472億19百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度に比べ62億23百万円減少し452億82百万円、当期純利益は、関係会社株式売却益の増加などにより、前年度に比べ6億35百万円増加し361億20百万円となりました。

当グループの連結経常収益は、株式等売却益や持分法による投資利益は減少しましたが、国債等債券売却益や有価証券利息配当金の増加などにより、前年度に比べ108億13百万円増加し、2,416億円となりました。また、連結経常費用は、国債等債券売却損の増加などにより、前年度に比べ199億43百万円増加し、1,873億81百万円となりました。

この結果、連結経常利益は前年度に比べ91億30百万円減少し542億19百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度に比べ20億2百万円減少し416億35百万円となりました。

ハ 対処すべき課題

2022年度の経済動向を展望しますと、新型コロナウイルス感染症や地政学リスクによる国内外の経済活動への影響長期化が懸念される一方、感染症のまん延防止の観点から社会のデジタルシフトが一層加速することが想定されます。くわえて、世界的な潮流である脱炭素化やダイバーシティへの対応などコロナ前には戻らない時代の流れは、地域における産業構造を大きく変える可能性を含んでいます。こうしたなか、当グループとして、先の時代を見据えて総合金融機能の拡充を図りながら、現下の変化への対応を地域の持続可能性を高める推進力に変えていくことが重要であると認識しています。

<地域・お客さまの課題解決支援>

持続可能な地域社会づくりに向けては、安定的な金融仲介機能の提供にくわえ、地域企業自らの本業収益力の回復や持続可能性の向上が極めて重要となります。経営改善・事業再生や事業再構築、事業承継・M&A、人材ソリューション、さらにはデジタル化や脱炭素化といった新しい課題への対応に関しても、当グループが培ってきた知見・ネットワークを最大限に活用しながら、課題解決を提供する体制や支援メニューの拡充を図ってまいります。また、個人のお客さまのライフステージに応じた商品・サービスを拡充するとともに、資産形成から承継に至るまでをワンストップで対応できる体制の充実を図るなかで、潜在的なニーズを含む総合的なコンサルティング営業を推進してまいります。

<地域のデジタル化と当グループのDX推進>

社会のデジタルシフトが今後一層加速することを見据え、当グループでは、従来からの異業種連携等の取り組みにくわえ、ベンチャービジネスへの取り組み強化などを通じて、先端技術やネットワークを地域に還元し、事業を営むお客さまのデジタル化、DX推進を支援すると同時に、新たな産業やビジネスを創出してまいります。また、当グループ自らのDXを一層加速し、ビジネスモデル変革にも挑戦してまいります。なお、オープン系技術を採用した新しい勘定系システム（2021年1月稼働）は、先端技術を活用した外部サービスとの柔軟な連携を可能としており、安心・安全な金融サービスの提供はもちろんのこと、異業種企業等とも連携しながら、お客さまの多様なニーズにお応えする先進的で付加価値の高い商品・サービスの拡充を図ってまいります。

＜地域の脱炭素化促進と当グループの取り組み強化＞

脱炭素化への対応が全ての事業者にとって取り組むべき課題となるなか、当グループでは、地域経済を支える産業の持続的な成長に貢献するため、事業を営むお客さまに対し、産業構造の変容を見据えた課題解決支援を行う体制を強化すべく、「産業変革支援プロジェクトチーム」を2022年4月に設置しました。サステナブルファイナンスの推進や、温室効果ガスの排出量測定・削減等の支援にくわえ、産業構造の変容を見据えた課題の洗い出しや事業支援のあり方についても検討を進めてまいります。

また、当グループにおいても、低炭素社会へ移行した場合の移行リスク・物理的リスクといった財務に与える影響額の測定を適切に行い、TCFD提言に沿った開示の充実を図ってまいります。くわえて、そのプロセスで得た知見を地域の産業に与える影響分析にも活用し、「スコープ3」を踏まえた自らの温室効果ガス排出量削減にもつなげてまいります。

＜グループ経営の強化と新たな事業領域の拡大＞

当グループは、2022年10月に予定している持株会社体制への移行に向けて検討を進めており、これを機として、各社の自立と連携のもとでグループ経営を一層強化するとともに、地域の成長に貢献する新たな事業領域の拡大に向け、積極果敢に取り組んでまいります。くわえて、人財への積極的な投資により役職員の知見・経験・能力等の多様性を育み、これを掛け合わせることで新たな価値を生み出す「ダイバーシティ&インクルージョン」をさらに推進し、当グループの強みに変えてまいります。

また、山梨中央銀行や2022年4月に包括業務提携を結んだ名古屋銀行等の他金融機関ならびに異業種企業との連携・協業にも積極的に取り組み、お互いの経営資源を有効に活用しながら成長戦略の実現に向けた選択肢を増やすことで、相互にWin-Winの関係となる経営基盤の強化につなげてまいります。

最後に、当グループは、これまで進めてきたグループ経営をさらに発展させ、地域・お客さまの課題解決を本業としながら、ステークホルダーとともに持続的な成長を実現し、時代の変化に適應した地域社会の確かな未来を切り拓いてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	9,877,734	10,055,167	11,151,993	11,416,559
定 期 性 預 金	3,422,054	3,255,689	3,214,642	3,074,065
そ の 他	6,455,679	6,799,478	7,937,350	8,342,493
社 債	35,444	33,914	33,783	37,118
新 株 予 約 権 付 社 債	33,297	32,649	33,213	36,717
貸 出 金	8,556,855	8,969,542	9,327,236	9,533,758
個 人 向 け	3,251,956	3,378,334	3,493,929	3,630,601
中 小 企 業 向 け	3,453,202	3,476,624	3,679,336	3,766,916
そ の 他	1,851,696	2,114,583	2,153,970	2,136,240
特 定 取 引 資 産 (ト レー ディング 資 産)	36,309	11,979	17,812	14,256
特 定 取 引 負 債 (ト レー ディング 負 債)	6,031	4,115	3,019	3,331
有 価 証 券	1,414,025	1,660,896	1,987,386	2,316,984
国 債	50,094	64,218	191,398	600,379
地 方 債	89,660	120,352	137,622	196,601
そ の 他	1,274,271	1,476,326	1,658,365	1,520,004
総 資 産	11,819,507	12,505,670	14,046,337	14,827,985
内 国 為 替 取 扱 高	56,094,797	57,648,456	55,206,030	60,209,002
外 国 為 替 取 扱 高	19,140	18,401	14,518	17,180
経 常 利 益	56,487	46,462	51,506	45,282
当 期 純 利 益	42,639	33,442	35,485	36,120
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	72 14	58 05	61 82	63 57
信 託 財 産	931	916	889	894
信 託 報 酬	3	2	2	2

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経 常 収 益	235,736	229,295	230,787	241,600
経 常 利 益	63,379	54,582	63,349	54,219
親会社株主に帰属する当期純利益	46,874	38,703	43,638	41,635
純 資 産 額	1,016,815	992,794	1,105,378	1,088,247
総 資 産	11,854,771	12,542,772	14,075,848	14,918,227

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

				当 年 度 末
使	用	人	数	2,810人
平	均	年	齢	39年0月
平	均	勤	続 年 数	16年5月
平	均	給	与 月 額	444千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

				当 年 度 末
				店 うち出張所
静	岡	県	171	(19)
東	京	都	4	(1)
神	奈	川	23	(4)
愛	知	県	4	(1)
大	阪	府	1	(0)
国	内	計	203	(25)
米		州	1	(0)
ア	ジ	ア	2	(0)
海	外	計	3	(0)
合		計	206	(25)

- (注) 上記のほか、海外駐在員事務所および店舗外現金自動設備の設置状況はそれぞれ次のとおりであります。

	当 年 度 末
海 外 駐 在 員 事 務 所	2か所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	50,157か所

□ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
シンガポール支店 (2021年11月1日)	10 Collyer Quay, #09-08/10, Ocean Financial Centre, Singapore

- (注) 上記のほか、当年度において株式会社セブン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を1,210か所設置・609か所廃止、株式会社イーネットとの共同設置店舗外現金自動設備を143か所設置・256か所廃止、株式会社ローソン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を349か所設置・296か所廃止、当行の店舗外現金自動設備を15か所設置・11か所廃止しました。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	13,336
---------	--------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
OAシステム・インターネット管理システム	2,196
バッチシステム・情報系システム	1,297
営業支援システム	849
リース資産	650

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
静銀経営コンサルティング株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北2番1号	経営コンサルティング業務、 代金回収業務	百万円 440	% 100.00
静銀リース株式会社	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目1番地の2	リース業務	250	100.00
静銀ITソリューション株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北1番10号	コンピューター関連業務、 計算受託業務	54	100.00
静銀信用保証株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北2番1号	信用保証業務	50	100.00
静銀ディーシーカード株式会社	静岡県静岡市清水区草薨1丁目13番10号	クレジットカード業務、 信用保証業務	50	100.00
静岡キャピタル株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北2番1号	株式公開支援業務、 中小企業再生支援業務	100	10.00
静銀ティーエム証券株式会社	静岡県静岡市葵区追手町1番13号	金融商品取引業務	3,000	100.00
静銀総合サービス株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北2番1号	人事・総務・財務関連業務、 有料職業紹介業務	30	100.00
静銀モーゲージサービス株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北2番1号	銀行担保不動産の評価・調査 業務、貸出に関する集中事務 業務	50	100.00
静銀ビジネスクリエイト株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北2番1号	為替送信・代金取立等の集中 処理業務、労働者派遣業務	40	100.00
しずぎんハートフル株式会社	静岡県静岡市清水区草薨北2番1号	各種文書の作成・印刷・製本 業務	10	100.00
欧州静岡銀行 [Shizuoka Bank (Europe) S.A.]	Rue Jules Cockx8-10,Bte-9, 1160 Auderghem,Belgium	銀行業務、 金融商品取引業務	百万円 3,388 [24,790 千ユーロ]	100.00
Shizuoka Liquidity Reserve Limited	PO Box 309,Ugland House,Grand Cayman, KY1-1104,Cayman Islands	金銭債権の取得	百万円 6 [50 千米ドル]	100.00

- (注) 1. 資本金および当行が有する子会社等の議決権比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 資本金の円貨換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
3. 上記13社は連結子会社および子法人等であります。
4. 当年度の連結経常収益は2,416億円、親会社株主に帰属する当期純利益は416億円であります。

(ご参考) 持分法適用関連法人等

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
静銀セゾンカード株式会社	静岡県静岡市駿河区南 町11番1号	クレジット・プリペイドカー ド業務、信用保証業務	百万円 50	% 50.00
マネックスグループ株式会社	東京都港区赤坂1丁目 12番32号	金融商品取引業等を営む会社 の株式の保有	13,143	20.20
コモンズ投信株式会社	東京都千代田区平河町 2丁目4番5号	投資運用業務、 投資信託販売業務	100	22.41

重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④ 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社セブン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
- ⑥ 株式会社イオン銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。
- ⑦ 株式会社イーネットと提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
- ⑧ 株式会社ローソン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
- ⑨ 株式会社山梨中央銀行との間で、「包括業務提携契約」（静岡・山梨アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2.会社役員（取締役および監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏 名	地位および担当	重 要 な 兼 職
中 西 勝 則	取締役会長（代表取締役） 最高経営責任者（CEO） 指名・報酬委員会議長 アドバイザー・取締役委員・議長	
柴 田 久	取締役頭取（代表取締役） 最高執行責任者（COO） 指名・報酬委員会委員 アドバイザー・取締役委員	
八 木 稔	取締役副頭取（代表取締役） 最高財務責任者（CFO） 経営統括本部長委嘱 経営企画部、経営管理部、秘書室 担当 指名・報酬委員会委員 アドバイザー・取締役委員	
福 島 豊	取締役常務執行役員 営業本部長兼支店サポート部長委嘱 地区カンパニー、ソリューション営業部、 国際営業部、ダイレクトチャネル営業部 担当	
清 川 公 一	取締役常務執行役員 監査部長、業務監督委員会委員長	
長 沢 芳 裕	取締役 業務監督委員会委員	静銀経営コンサルティング株式会社 代表取締役社長
藤 沢 久 美	取締役（社外取締役） 指名・報酬委員会委員 業務監督委員会委員 アドバイザー・取締役委員	株式会社ソフィアバンク 代表取締役
伊 藤 元 重	取締役（社外取締役） 指名・報酬委員会委員 業務監督委員会委員	学習院大学国際社会科学部 教授
坪 内 和 人	取締役（社外取締役） 指名・報酬委員会委員 業務監督委員会委員 アドバイザー・取締役委員	
稲 野 和 利	取締役（社外取締役） 指名・報酬委員会委員 業務監督委員会委員 アドバイザー・取締役委員	公益財団法人日本証券奨学財団 理事長 一般財団法人地域総合整備財団 理事長
齊 藤 宏 樹	常勤監査役	
小 林 充	常勤監査役	
山 下 善 弘	監査役（社外監査役）	山下善弘法律事務所 所長
牛 尾 奈緒美	監査役（社外監査役） アドバイザー・取締役委員	明治大学情報コミュニケーション学部 教授
中 村 勇	監査役（社外監査役）	

（注）取締役藤沢久美氏、伊藤元重氏、坪内和人氏、稲野和利氏および監査役山下善弘氏、牛尾奈緒美氏、中村勇氏につきましては株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を以下の通り定めております。

■ 基本方針

- ① 静岡銀行グループの持続的で安定的な成長に向けて、適切なインセンティブを含み、「業績向上への意欲や士気」、「企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識」を高める体系とする
- ② 公共性の高い銀行グループの経営管理を的確に行う責務に照らし、過度なリスクテイクを抑制し、健全な経営体質を維持・向上していくことを目的とする
- ③ 報酬等の決定プロセスは、株主総会の決議内容を遵守しつつ、取締役会による適切な監督のもと、指名・報酬委員会の活用も含めて、公正性と客観性を確保する

■ 決定方針の決定方法

当行の決定方針は、指名・報酬委員会（役員の指名と報酬に関する監督の実効性、透明性を確保するため取締役会から授権を受けた任意の機関）の答申を得たうえで、取締役会の決議により決定しております。

■ 報酬の概要

① 報酬構成

- A 取締役の報酬は「確定金額報酬」のほか、「業績連動型報酬」、「株価連動型ポイント制役員退職慰労金」および「譲渡制限付株式報酬」にて構成しております。
- B 社外取締役、非常勤取締役、監査役の報酬はそれぞれの役割を踏まえて、「確定金額報酬」のみとしております。

② 報酬構成割合

基本報酬（現金報酬）	業績連動報酬等（現金報酬）		非金銭報酬等（株式報酬）
確定金額報酬	業績連動型報酬	株価連動型ポイント制役員退職慰労金	譲渡制限付株式報酬
60%	20%	10%	10%

- ・「株価連動型ポイント制役員退職慰労金」、「譲渡制限付株式報酬」は、過去の当行株価水準等を参考に算出致しました。
- ・報酬構成割合は、「業績連動型報酬」（後述、□ 取締役及び監査役の報酬等の総額等参照）の支給額および当行株価により変動致します。

③ 決定プロセス

- A 取締役の各報酬の配分は、該当報酬導入時の株主総会において取締役会に一任を受けております。うち、確定金額報酬および業績連動型報酬の各役員への配分は、取締役会決議により指名・報酬委員会へ一任のうえ決定します。
- B 監査役の報酬（確定金額報酬のみ）の配分は、2007年6月26日開催の第101期定時株主総会において監査役全員の協議によるとして一任を受けております。

④ 報酬等の返還事由やその決定に関する方針

- A 「株価連動型ポイント制役員退職慰労金」につき、慰労金を支給しない事由を定めております。
- B 「譲渡制限付株式報酬」につき、当行と支給対象役員が支給の都度締結する「譲渡制限付株式割当契約書」において、支給した株式の無償取得事由を定めております。

■ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものと取締役会が判断した理由

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、2021年6月開催の指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

■ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議年月日	決議の内容	対象となる役員の員数	現行制度で該当する報酬制度
第101期定時株主総会 (2007年6月26日開催)	○確定金額報酬の導入 ・取締役：年額300百万円以内 ・監査役：年額90百万円以内	[取締役] 10名 [監査役] 5名	確定金額報酬
	○業績連動型報酬の導入 ・基準となる指標：当期純利益 ・報酬枠：0～100百万円以内	[取締役] 8名	業績連動型報酬
第109期定時株主総会 (2015年6月19日開催)	○株価連動型ポイント制役員退職慰労金の導入 ・年間付与ポイント総数：上限5万ポイント（1ポイント＝1株相当）	[取締役] 7名	株価連動型ポイント制役員退職慰労金
第114期定時株主総会 (2020年6月19日開催)	○業績連動型報酬の改定 ・基準となる指標：親会社株主に帰属する当期純利益 ・報酬枠：0～140百万円以内	[取締役] 5名	業績連動型報酬
	○譲渡制限付株式報酬の導入 ・年間支給上限：50百万円かつ5万株以内		譲渡制限付株式報酬

(注)「対象となる役員の員数」は、当該株主総会終結時

■ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

役員報酬の決定プロセスを業績や企業価値向上への貢献度に応じた公平かつ納得性の高いものとするため、確定金額報酬および業績連動型報酬の配分については、取締役会決議により指名・報酬委員会へ一任のうえ、2021年6月開催の同委員会にて決定しております。

同委員会は以下記載の代表取締役および社外取締役が委員となり、社外監査役が議決権を有しないオブザーバーとして参加しております。

＜委員＞代表取締役会長 中西 勝則、代表取締役頭取 柴田 久、代表取締役副頭取 八木 稔、
社外取締役 藤沢 久美、社外取締役 伊藤 元重、社外取締役 坪内 和人、社外取締役 稲野 和利
＜オブザーバー＞社外監査役 山下 善弘、社外監査役 牛尾 奈緒美、社外監査役 中村 勇

なお、同委員会の委員は、社外取締役が過半数を構成し、社外監査役がオブザーバーとして参加することで、公正性・客観性を確保しております。

□ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	11名	410	253	117	38
監査役	5名	81	81	—	—

- (注) 1. 上記の支給人数には、2021年6月18日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 「業績連動報酬等」は、当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益に応じた業績連動型報酬の報酬枠60百万円および株価連動型ポイント制役員退職慰労引当金の繰入額57百万円を記載しております。
3. 「非金銭報酬等」は、譲渡制限付株式報酬に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

■ 業績連動報酬等に関する事項

【業績連動型報酬】

取締役（社外取締役・非常勤取締役を除く）に対し、一事業年度の最終的な成果である親会社株主に帰属する当期純利益を指標とした業績連動型報酬を現金で支給しております。当該業績指標を選定した理由は、取締役の連結業績向上への意欲や士気を高め、銀行グループの業績を報酬に反映させるためであり、各取締役への支給額は、役位に応じて予め定めた支給率と業績貢献度をもとに算定し、指名・報酬委員会にて決定します。

(業績連動型報酬枠)

親会社株主に帰属する当期純利益水準（連結）		報酬枠
～	200億円以下	0
200億円超	～ 350億円以下	20百万円
350億円超	～ 400億円以下	40百万円
400億円超	～ 450億円以下	60百万円
450億円超	～ 500億円以下	80百万円
500億円超	～ 550億円以下	100百万円
550億円超	～ 600億円以下	120百万円
600億円超	～	140百万円

(注) 当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益は455億円を目標としておりましたが、実績は416億円となりました。

【株価連動型ポイント制役員退職慰労金】

取締役（社外取締役・非常勤取締役を除く）に対し、年間で一定のポイントを付与したうえで、退任取締役が保有する累積付与ポイント数に退任日の直近6ヶ月間の当行株価終値平均を乗じた額を現金で支給しております。これは、退任時の株価に連動する現金報酬を付与することにより、取締役の在任中の企業価値増大へのインセンティブ機能をより一層向上させるとともに、株主重視の経営をより深化させることを目的としたものであり、年間付与ポイント総数の上限は5万ポイント（1ポイント1株相当）であります。

■ 非金銭報酬等の内容

【譲渡制限付株式報酬】

取締役（社外取締役・非常勤取締役を除く）に対し、取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任又は退職後の一定の期間までの譲渡制限期間が設定された普通株式を付与しております。これは、取締役の企業価値増大への意識や株主重視の経営意識を高めることを目的としたものであり、年間の報酬の上限は50百万円かつ5万株以内であります。

当該株式報酬の交付状況は、「4. 当行の株式に関する事項 (4) 役員保有株式」に記載のとおりです。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
藤 沢 久 美	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
伊 藤 元 重	
坪 内 和 人	
稲 野 和 利	
山 下 善 弘	
牛 尾 奈緒美	
中 村 勇	

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

記載すべき該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

記載すべき該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当行取締役、監査役、および執行役員等の主要な業務執行者であり、保険料は全額当行が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償責任を負うことにより負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害および被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害等は填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

3.社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりであります。

その他、社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行の間には、開示すべき関係はありません。

（2）社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役	藤 沢 久 美	8年9月	当事業年度に開催された取締役会12回中12回に出席しております。	主に経営者としての金融・経済分野等における豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

区分	氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役	伊 藤 元 重	3年9月	当事業年度に開催された取締役会12回中10回に出席しております。	主に大学教授としての経済分野等における豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
取締役	坪 内 和 人	1年9月	当事業年度に開催された取締役会12回中12回に出席しております。	主に上場企業の経営者としての豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

区分	氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役	稲 野 和 利	9月	就任後に開催された取締役会9回中9回に出席しております。	主に金融グループ企業の経営者としての豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
監査役	山 下 善 弘	6年9月	当事業年度に開催された取締役会12回中12回、監査役会13回中13回に出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地から、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
監査役	牛 尾 奈緒美	2年9月	当事業年度に開催された取締役会12回中11回、監査役会13回中12回に出席しております。	主に大学教授としての豊富な経験・知見に基づき、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

区分	氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
監査役	中村 勇	1年9月	当事業年度に開催された取締役会12回中12回、監査役会13回中13回に出席しております。	主に企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

<ご参考>独立役員の指定基準

当行では、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準をもとに、取締役会において「独立役員の指定に関する規程」を定め、定量・定性的な明確化を図っております。

[指定基準の概要]

社外取締役および社外監査役のうち次のいずれにも該当しない者は、独立役員として指定することができる。

- ① 当行を主要な取引先とする者（※1）もしくはその業務執行者または当行の主要な取引先もしくはその業務執行者
 - ② 当行から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、各種コンサルタントその他の専門的サービス提供者（当該財産を得ている者が法人または組合等の団体である場合は当該団体に属する者をいう）
 - ③ 社外取締役または社外監査役への就任前5年間ににおいて上記①および②に該当していた者
 - ④ 次に掲げる者（※2）の配偶者または二親等内の親族
 - A 上記①から③までに掲げる者
 - B 当行または当行子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）
 - C 最近においてBに該当していた者
- ※1 当行を主力取引銀行とする者その他当行との取引実態に照らし親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある者
- ※2 部長相当職以上に該当しない者を除く

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数（人）	銀行からの報酬等
報酬等の合計	7	61

(4) 社外役員の意見

上記（1）から（3）に掲げる内容について意見はありません。

4.当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 2,414,596千株
発行済株式の総数 595,129千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 22,304名

(3) 大 株 主

株 主 の 氏 名 ま た は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	88,368千株	15.66%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	29,745	5.27
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	29,117	5.16
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	24,758	4.38
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	13,070	2.31
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	11,884	2.10
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	11,546	2.04
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	9,905	1.75
第 一 三 共 株 式 会 社	9,000	1.59
ス ズ キ 株 式 会 社	7,000	1.24

- (注) 1. 上記のほか、当行所有の自己株式30,980千株があります。
2. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (社外取締役・非常勤取締役を除く)	5名	普通株式 44,000株

(ご参考) 当行が保有する政策投資株式の縮減に関する取組みについて

当行は、コーポレートガバナンス・コードの原則1－4に基づき、政策投資株式について「政策保有に関する方針ならびに保有意義・経済合理性の検証」として以下のとおり開示しています。

政策投資株式については、縮減していくことを基本方針としたうえで、「事業投資」、「取引関係の強化」、「地域貢献」の各観点から、保有意義があると認められるものに限り保有しております。

また、採算性、株価の状況等を踏まえ、取締役会にて決議する毎年度の事業計画の中で、保有目的の適切性、保有に伴う便益および資本に見合う収益性等を考慮し、政策投資株式に関する方針を決定しております。

保有意義や経済合理性の検証は、資本コスト等を考慮した指標などを基準として実施しております。なお、政策保有株主から当行株式の売却等の意向が示された場合に、売却の妨げとなるようなことは行わず、原則として応じております。

政策投資株式を縮減していくことの基本方針のもと、以下のとおり削減を進めております。引き続き、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、政策投資株式の縮減を進めてまいります。

政策投資株式の推移

(単位：百万円)

	2015年3月末	2018年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末
銘柄数	301	287	287	285	277
貸借対照表計上額	346,297	366,310	317,534	425,834	391,096

※2020年3月末から2021年3月末にかけて貸借対照表計上額が+108,300百万円変動しておりますが、株式の時価の変動による影響を+114,835百万円含んでおります。2021年3月末から2022年3月末にかけて貸借対照表計上額が▲34,738百万円変動しておりますが、株式の時価の変動による影響を▲29,683百万円含んでおります。

5.会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ		(会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由)
指定有限責任社員 業務執行社員 深田 建太郎	78	(注) 3
指定有限責任社員 業務執行社員 石黒 宏和		(非監査業務の内容) 組織再編にかかる助言 バーゼルⅢ対応コンサルティング

- (注) 1. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は103百万円であります。
2. 当行と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人および行内関係部署からの必要な資料や情報の入手を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて相当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

記載すべき該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

記載すべき該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性等も勘案し、再任または不再任の検討を毎年実施します。株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定した場合、監査役会が選定した監査役は、株主総会にてその議案について説明をします。

6.会計参与に関する事項

該当事項はありません。

第116期末（2022年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	2,252,120
現金	81,923
預け金	2,170,196
コールローン	71,382
買入金銭債権	38,352
特定取引資産	14,256
商品有価証券	596
特定金融派生商品	4,160
その他の特定取引資産	9,499
金銭の信託	104,800
有価証券	2,316,984
国債	600,379
地方債	196,601
社債	425,143
株式	416,528
その他の証券	678,331
貸出金	9,533,758
割引手形	18,243
手形貸付	129,716
証書貸付	8,351,063
当座貸越	1,034,734
外国為替	10,278
外国他店預け	8,858
買入外国為替	196
取立外国為替	1,224
その他資産	300,629
未決済為替貸	659
前払費用	527
未収収益	10,577
金融派生商品	28,860
金融商品等差入担保金	9,631
その他の資産	250,372
有形固定資産	51,005
建物	24,240
土地	19,001
リース資産	1,609
建設仮勘定	985
その他の有形固定資産	5,169
無形固定資産	47,176
ソフトウェア	46,817
その他の無形固定資産	358
前払年金費用	10,921
支払承諾見返	123,845
貸倒引当金	△47,481
投資損失引当金	△44
資産の部合計	14,827,985

科 目	金 額
負債の部	
預金	11,416,559
当座預金	607,396
普通預金	6,830,833
貯蓄預金	60,218
通知預金	30,616
定期預金	3,033,980
定期積金	40,085
その他の預金	813,429
譲渡性預金	166,066
コールマネー	177,528
売現先勘定	296,764
債券貸借取引受入担保金	72,701
特定取引負債	3,331
特定金融派生商品	3,331
借入金	1,330,522
借入金	1,330,522
外国為替	2,406
外国他店預り	3
売渡外国為替	3
未払外国為替	2,399
社債	37,118
新株予約権付社債	36,717
信託勘定借	198
その他負債	91,809
未決済為替借	686
未払法人税等	2,294
未払費用	3,285
前受収益	1,847
給付補填備金	6
金融派生商品	37,778
金融商品等受入担保金	11,658
リース債務	1,961
資産除去債務	44
その他の負債	32,246
退職給付引当金	2,408
役員退職慰労引当金	254
睡眠預金払戻損失引当金	845
偶発損失引当金	1,255
ポイント引当金	372
繰延税金負債	62,168
支払承諾	123,845
負債の部合計	13,822,873
純資産の部	
資本金	90,845
資本剰余金	54,884
資本準備金	54,884
利益剰余金	693,539
利益準備金	90,845
その他利益剰余金	602,693
固定資産圧縮積立金	3,017
特別積立金	528,700
繰越利益剰余金	70,976
自己株式	△29,030
株主資本合計	810,238
その他有価証券評価差額金	194,366
繰延ヘッジ損益	189
評価・換算差額等合計	194,555
新株予約権	318
純資産の部合計	1,005,112
負債及び純資産の部合計	14,827,985

第116期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		192,502
資金運用収益	130,463	
貸出金利息	97,979	
有価証券利息配当金	29,742	
コールローン利息	116	
買現先利息	△0	
預け金利息	2,094	
その他の受入利息	530	
信託報酬	2	
役務取引等収益	30,860	
受入為替手数料	6,792	
その他の役務収益	24,068	
特定取引収益	869	
商品有価証券収益	446	
特定金融派生商品収益	419	
その他の特定取引収益	3	
その他業務収益	23,145	
外国為替売買益	3,814	
国債等債券売却益	18,960	
その他の業務収益	370	
その他経常収益	7,160	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	4,786	
金銭の信託運用益	85	
その他の経常収益	2,288	
経常費用		147,219
資金調達費用	6,009	
預金利息	2,096	
譲渡性預金利息	144	
コールマネー利息	△41	
売現先利息	281	
債券貸借取引支払利息	180	
借用金利息	139	
社債利息	1,178	
金利スワップ支払利息	1,915	
その他の支払利息	115	
役務取引等費用	16,025	
支払為替手数料	1,236	
その他の役務費用	14,788	
その他業務費用	28,659	
国債等債券売却損	28,609	
金融派生商品費用	49	
営業経費	88,490	
その他経常費用	8,034	
貸倒引当金繰入額	5,390	
株式等売却損	1,192	
株式等償却	119	
金銭の信託運用損	10	
その他の経常費用	1,320	
経常利益		45,282
特別利益		6,009
固定資産処分益	34	
関係会社株式売却益	5,974	
特別損失		1,495
固定資産処分損	860	
減損損失	634	
税引前当期純利益		49,796
法人税、住民税及び事業税	12,486	
法人税等調整額	1,189	
法人税等合計		13,675
当期純利益		36,120

第116期末（2022年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	2,275,851	預金	11,399,949
コールローン及び買入手形	71,382	譲渡性預金	157,266
買入金銭債権	38,352	コールマネー及び売渡手形	177,528
特定取引資産	14,756	売現先勘定	296,764
金銭の信託	104,800	債券貸借取引受入担保金	72,701
有価証券	2,337,933	特定取引負債	3,329
貸出金	9,502,197	借入金	1,364,889
外国為替	11,176	外国為替	2,402
リース債権及びリース投資資産	82,847	社債	37,118
その他資産	333,157	新株予約権付社債	36,717
有形固定資産	54,790	信託勘定借	198
建物	24,325	その他負債	130,214
土地	19,001	退職給付に係る負債	3,768
リース資産	26	役員退職慰労引当金	383
建設仮勘定	985	睡眠預金払戻損失引当金	845
その他の有形固定資産	10,452	偶発損失引当金	1,255
無形固定資産	46,574	ポイント引当金	417
ソフトウェア	46,191	特別法上の引当金	11
その他の無形固定資産	383	繰延税金負債	63,976
退職給付に係る資産	14,309	支払承諾	80,241
繰延税金資産	3,283	負債の部合計	13,829,979
支払承諾見返	80,241	純資産の部	
貸倒引当金	△53,382	資本金	90,845
投資損失引当金	△44	資本剰余金	54,884
		利益剰余金	769,036
		自己株式	△29,030
		株主資本合計	885,735
		その他有価証券評価差額金	193,717
		繰延ヘッジ損益	223
		為替換算調整勘定	4,226
		退職給付に係る調整累計額	2,637
		その他の包括利益累計額合計	200,804
		新株予約権	318
		非支配株主持分	1,388
		純資産の部合計	1,088,247
資産の部合計	14,918,227	負債及び純資産の部合計	14,918,227

第116期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結損益計算書（単位：百万円）

科 目	金 額	
経常収益		241,600
資金運用収益	128,187	
貸出金利息	97,916	
有価証券利息配当金	27,532	
コールローン利息及び買入手形利息	116	
買現先利息	△0	
預け金利息	2,091	
その他の受入利息	530	
信託報酬	2	
役務取引等収益	72,852	
特定取引収益	3,451	
その他業務収益	23,153	
その他経常収益	13,952	
償却債権取立益	22	
その他の経常収益	13,930	
経常費用		187,381
資金調達費用	5,963	
預金利息	2,062	
譲渡性預金利息	144	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△41	
売現先利息	280	
債券貸借取引支払利息	180	
借入金利息	200	
社債利息	1,178	
その他の支払利息	1,957	
役務取引等費用	41,594	
その他業務費用	28,659	
営業経費	97,629	
その他経常費用	13,534	
貸倒引当金繰入額	6,213	
その他の経常費用	7,321	
経常利益		54,219
特別利益		6,078
固定資産処分益	34	
関係会社株式売却益	5,494	
持分変動利益	549	
特別損失		1,496
固定資産処分損	862	
減損損失	634	
税金等調整前当期純利益		58,801
法人税、住民税及び事業税	15,730	
法人税等調整額	1,347	
法人税等合計		17,078
当期純利益		41,722
非支配株主に帰属する当期純利益		87
親会社株主に帰属する当期純利益		41,635

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社静岡銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所
指定有限責任社員 公認会計士 深田建太郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石黒宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社静岡銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社静岡銀行
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所
指定有限責任社員 公認会計士 深田建太郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石黒宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社静岡銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社静岡銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、コンプライアンス部門及びリスク統括部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当銀行の監査役がその非常勤監査役を兼務する子会社にあつては取締役会その他重要な会議に出席するほか、その他の子会社を含め、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月9日

株式会社静岡銀行

監査役会					
常勤監査役	齊	藤	宏	樹	Ⓔ
常勤監査役	小山	林	善	充	Ⓔ
監査役	山	下	奈	弘	Ⓔ
査役	牛	尾	緒	美	Ⓔ
監査役	中	村	緒	美	Ⓔ
監査役				勇	Ⓔ

(注) 監査役山下善弘、監査役牛尾奈緒美及び監査役中村勇は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第116期 定時株主総会会場 ご案内略図



最寄り駅のご案内

※電車ご利用の場合は、JR東海草薙駅の南北自由通路をご利用いただくと、以前のようにふみきりを渡ることなくご来場いただけます。

東 海 道 本 線 草 薙 駅

JR東海草薙駅の
南北自由通路を
ご利用

草薙駅北口から
徒歩約3分

総会会場
静岡銀行
研修センター

静 岡 鉄 道 (電車) 草 薙 駅

徒歩約3分

しずてつジャストライン (バス) 草薙駅北口

徒歩約2分



お車でお越しの場合はお客さま用駐車場をご利用ください。
国道1号線草薙の交差点をJR側に曲り、約100メートル入った研修センターにございます。

